

第102回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第6号 令和2年度(第23期)株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 第89号議案 神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件
- 第90号議案 神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 第91号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第92号議案 神河町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第93号議案 神河町過疎地域持続的発展計画の策定の件
- 第94号議案 兵庫県市町交通災害共済組合の解散について
- 第95号議案 兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 第96号議案 兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について
- 第97号議案 令和3年度神河町一般会計補正予算(第3号)
- 第98号議案 令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算(第2号)
- 第99号議案 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第100号議案 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 第101号議案 令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第102号議案 令和3年度神河町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 第103号議案 令和3年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)
- 第104号議案 令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 第105号議案 令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第2号)
- 第106号議案 令和2年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第107号議案 令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第108号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第109号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第110号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第111号議案 令和2年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第112号議案 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第113号議案 令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第114号議案 令和2年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第115号議案 令和2年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第116号議案 令和2年度神河町水道事業会計決算認定の件

- 第 1 1 7 号議案 令和 2 年度神河町下水道事業会計決算認定の件
第 1 1 8 号議案 令和 2 年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

○議会提出議案

- 発議第 1 号 神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
発議第 2 号 神河町議会基本条例の一部を改正する条例制定の件

神河町告示第130号

第102回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月23日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和3年9月2日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

安 部 重 助

三 谷 克 巳

小 寺 俊 輔

吉 岡 嘉 宏

小 島 義 次

藤 森 正 晴

藤 原 裕 和

栗 原 廣 哉

澤 田 俊 一

廣 納 良 幸

○応招しなかった議員

な し

令和3年 第102回（定例）神河町議会会議録（第1日）

令和3年9月2日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和3年9月2日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 発議第1号 神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
- 日程第5 発議第2号 神河町議会基本条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第6 報告第6号 令和2年度（第23期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 日程第7 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第8 第89号議案 神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件
- 日程第9 第90号議案 神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
第91号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第92号議案 神河町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第93号議案 神河町過疎地域持続的発展計画の策定の件
- 日程第12 第94号議案 兵庫県市町交通災害共済組合の解散について
- 日程第13 第95号議案 兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
第96号議案 兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について
- 日程第14 第97号議案 令和3年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 第98号議案 令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 第99号議案 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 第100号議案 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 第101号議案 令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 第102号議案 令和3年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 第103号議案 令和3年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 第104号議案 令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 第105号議案 令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）

- 日程第23 第 106号議案 令和2年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
 第 107号議案 令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 第 108号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 第 109号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 第 110号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 第 111号議案 令和2年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 第 112号議案 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 第 113号議案 令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 第 114号議案 令和2年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
 第 115号議案 令和2年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
 第 116号議案 令和2年度神河町水道事業会計決算認定の件
 第 117号議案 令和2年度神河町下水道事業会計決算認定の件
 第 118号議案 令和2年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 諸報告
 日程第4 発議第1号 神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
 日程第5 発議第2号 神河町議会基本条例の一部を改正する条例制定の件
 日程第6 報告第6号 令和2年度（第23期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
 日程第7 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
 日程第8 第89号議案 神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件
 日程第9 第90号議案 神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
 第91号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 日程第10 第92号議案 神河町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 日程第11 第93号議案 神河町過疎地域持続的発展計画の策定の件
 日程第12 第94号議案 兵庫県市町交通災害共済組合の解散について
 日程第13 第95号議案 兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
 第96号議案 兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について
 日程第14 第97号議案 令和3年度神河町一般会計補正予算（第3号）
 日程第15 第98号議案 令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第16 第99号議案 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第17 第100号議案 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第18 第101号議案 令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第19 第102号議案 令和3年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第20 第103号議案 令和3年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第21 第104号議案 令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第22 第105号議案 令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）

出席議員（10名）

1番 安部重助	8番 藤森正晴
2番 三谷克巳	9番 藤原裕和
4番 小寺俊輔	10番 栗原廣哉
5番 吉岡嘉宏	11番 澤田俊一
6番 小島義次	12番 廣納良幸

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小林英和 主事 …………… 鶴野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山名宗悟	建設課長 …………… 野崎直規
副町長 …………… 前田義人	地籍課長 …………… 藤田晋作
教育長 …………… 入江多喜夫	上下水道課長 …………… 谷総和人
総務課長 …………… 岡部成幸	健康福祉課長 …………… 桐月俊彦
総務課参事兼財政特命参事	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事

..... 黒田勝樹 保西 瞳
税務課長 長井千晴	会計管理者兼会計課長
住民生活課長 平岡民雄 北川由美
住民生活課副課長兼防災特命参事	町参事兼病院事務長 春名常洋
..... 井出 博	病院総務課長兼施設課長
地域振興課長 前川穂積 井上 淳一朗
ひと・まち・みらい課長	教育課長兼給食センター所長
..... 真弓憲吾 高橋宏安
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事	教育課副課長兼社会教育特命参事
..... 石橋啓明 井上恭輔

議長挨拶

○議長（廣納 良幸君） 皆さん、おはようございます。開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに第102回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに町執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶に堪えません。

さて、1年延期されました東京オリンピックが7月23日に開会され、8月8日に終わり、多くのメダルを獲得し、感動も多く生まれ、素晴らしい大会になったと思います。選手たちのコロナ禍で行う後ろめたさもあったようなコメントもあり、少しかわいそうな気持ちにもなりました。8月24日にはパラリンピックが開催され、様々な障害をお持ちの選手たちが自分の持つ力を存分に発揮し、私たちに感動を与えてくれることだと思います。

また、8月上旬には秋雨前線が居座り、九州地方に線状降水帯が発生し、広島、山陰地方にも被害を出し、北陸地方など日本海側にも広がり、水害や裏山の崩壊等で亡くなられた方もおられると聞いております。神河町では災害が最小であったことに安堵もしております。長雨が続いた後も残暑が厳しく、体にこたえる日が続く、コロナ禍ではございますが、野外で人との距離が十分なときは、少なくとも2メートル以上が確保できるのであれば、マスクを外していただいて熱中症対策にも心がけてください。

さりながら、国民の多くの皆様はコロナワクチンを早期に接種したいと思われていると感じます。今までとは違う感染力の強さがあり、子供たちの感染が増え、家庭内の全員が感染するケースも増え続け、軽症、無症状の患者様は自宅待機、ホテル療養等になり、病院のベッドも空きがなく、搬送されても自宅に帰らなければならない場合もあるとお聞きします。そのためか、自宅で亡くなられる方も増えているともお聞きをいたします。これらは都会のケースだとは思いますが、感染しやすいデルタ株、またラムダ株に置き換わり、まさに緊急事態の状況でございます。神河町でワクチンを希望される皆

様で65歳以上の方は、8月29日日曜日時点で90.5%になり、全町民では60.4%とお聞きをしておりますが、全国的には完全に第五波になっていると思われま。皆様も毎日確認されているとは思いますが、神河町の感染者数ですが、他市町と比べて少ないと思われるでしょうが、やはり増え方が早いと思われま。いま一度、初心に戻っていただきまして、マスクの着用、手指消毒、三密の回避等々、またワクチンを打たれていない方はもう少しの間、特に気をつけていただきたいと思いま。神河町の皆様、一緒に頑張ってまいりましよう。

次に、私ごとではございますが、このたび私の不祥事により、けがをしてしまい、長期にわたり議会を欠席し、御迷惑をおかけしてしまいました。誠に申し訳ございませんでした。ここに改めて深くおわびを申し上げる次第でございま。申し訳ございませんでした。

また、欠席に対する議員報酬につきましては、議員報酬等の特例に関する条例第4条で、90日以上180日以下のとき20%減額、また期末手当につきましても、議員報酬の特例に関する条例第5条で、同じく20%減額となっております。このことにより責任を取ったとは毛頭思っておりません。今後は日々の生活に十二分に気をつけて、議会活動を行ってまいりま。本当に申し訳ございませんでした。

さて、今次定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、議会から発議2件、町長からは報告2件、条例制定1件、条例の一部改正3件、計画の策定1件、兵庫県市町交通災害共済組合の解散に関するもの3件、補正予算9件、令和2年度一般会計、特別会計、事業会計、決算認定13件の計34件が提出されます。議員各位並びに町執行部におかれましても、格段の御精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、第102回神河町議会定例会開会前の挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたしま。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） パネルがありますのでマスクを取らせていただきます。おはようございま。議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

8月の長雨もようやく落ち着き、いよいよお米の収穫の時期が近づいてまいりました。8月は人権文化を進める県民運動推進強調月間でしたが、多くの行事が中止となる中、様々な場面において人権を感じるが多かった一月であったように感じています。毎年、遺族会主催により開催されます平和祈念事業の映画会は中止となりましたが、昨年12月に恒久平和のまち宣言を神河町は行い、それを受けて町内在住者の戦争体験談や御遺族が保管されている遺品のお話などを、ケーブルテレビの特別番組として放送されました。自分の心の中にしまっておきたい思いも含めて、脳裏に焼きついている戦渦を目を閉じて思い起こされているお姿、御家族から聞かれた惨状など、命の貴さと平和の大切さを改めて自らに問うとともに、恒久平和を次の世代に引き継ぐとても貴重な機会

となりました。お話をいただいた6名の遺族の皆様と遺族会の取組に心から感謝を申し上げます。

コロナ禍において開催されました東京2020オリンピック・パラリンピックは、開催是非の多くの議論の下、異例の無観客開催となりましたが、スポーツから平和の言葉どおり、日々多くの感動と勇気を届けてくれました。一生懸命に競技をする姿は、メダルを獲得するということにとどまらず、人間の無限の可能性への挑戦であり、自分自身との闘いであり、人生への感謝であり、今回ほど感謝の言葉が心に響いた大会はなかったように思います。多様性と調和、復興五輪の成果として、コロナとの闘いに負けないための国民の団結につながることを心から願っています。神河町として、12日に関係者団体の皆様とともに火おこし、採火を行い、パラリンピックへと灯をつなぎました。

8月は度重なる線状降水帯の発生により、全国各地で豪雨災害が発生し、雲仙地方など九州北部では11日の降り始めから1週間の雨量が1,200ミリを超え、年間降水量の半分を超える事態となり、甚大な被害をもたらしました。被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。神河町においても、12日夜半から15日のお昼までの総雨量が最大で370ミリを超え、土砂災害の危険が強まる状況が続きました。9月に入ると、本格的な台風シーズンとなります。行政として引き続き気象情報に注視し、最新の情報発信と啓発に努めてまいります。

9月12日までの兵庫県を含む4回目の緊急事態宣言は21都道府県に拡大され、デルタ株が全国に広まる中で兵庫県も依然1,000人を超える感染者数となっています。昨年の9月定例議会の開会の挨拶の中で、私は、兵庫県のコロナ感染につきましては緊急事態宣言解除後7月に入りましてから徐々に感染者が増加し続け、8月に入ってから1日の感染者が一時60人となるなど、まさしく第二波とも言える状況となり、これまで感染者が確認されなかった但馬地域や福崎保健所管内での再度の感染者が確認されるなど、誰が感染してもおかしくない状況となりましたが、ここに来て一気に感染者数が減少傾向、昨日は兵庫県発表8人という状況と、以上申し上げたわけなんです。1年後の今、誰がこの状態を予測できたでしょうか。改めて、町民の皆様の御理解、御協力の下、感染予防の一番の有効な手だてとしてのワクチン接種を早期に終了させることが極めて重要です。神河町のワクチン接種の供給体制は整っています。コロナから自らを守り、国民全体でコロナを終息させるために、ぜひ早めのワクチン接種をお願いするとともに、引き続きのワクチン接種啓発に取り組んでまいります。

さて、本日は、第102回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様の御出席を賜り、議会が開催されますこと、厚く御礼申し上げます。今定例会には、報告2件、条例改正4件、計画策定1件、県交通災害共済組合解散に伴う議案3件、令和3年度の補正予算9件、令和2年度各会計の決算認定13件の議案を提出させていただきました。

議員各位には、慎重審議いただき、御承認、可決賜りますようお願いを申し上げます。

て、開会の挨拶とさせていただきます。

午前 9 時 13 分開会

○議長（廣納 良幸君） ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達していますので、第 102 回神河町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（廣納 良幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長より指名いたします。

1 番、安部重助議員、2 番、三谷克巳議員、以上 2 名を指名します。

○議長（廣納 良幸君） 次の日程に入る前、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について、報告を受けます。

安部重助議会運営委員長、よろしく願いいたします。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） おはようございます。議会運営委員長の安部でございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。マスクを外させていただきます。

去る 8 月 27 日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、本定例会の会期ですが、本日から 9 月 29 日までの 28 日間と決定しております。

議会からの提出議案は、規則の一部改正 1 件、条例の一部改正 1 件の計 2 件であります。なお、閉会中に受理した請願、陳情等はございませんでした。

町長から提出されます議案は、報告 2 件、条例の制定 1 件、条例の一部改正 3 件、計画の策定 1 件、兵庫県市町交通災害共済組合の解散に関するもの 3 件、補正予算 9 件、神河町一般会計、特別会計、事業会計の決算認定 13 件の計 32 件であります。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日第 1 日目と明日の第 2 日目は提案説明の後に質疑を行い、発議第 1 号、第 2 号、報告第 6 号、第 7 号及び第 89 号議案から第 96 号議案については表決をお願いすることにしております。第 97 号議案については、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。第 98 号議案から第 100 号議案、第 102 号議案から第 104 号議案の各特別会計補正予算については表決を、第 101 号議案、介護保険事業特別会計補正予算、第 105 号議案、公立神崎総合病院事業会計補正予算は、総務文教常任委員会に付託します一般会計補正予算との関連がありますので、第 6 日目の最終日採決として

おります。第106号議案から第118号議案の各会計決算認定については、一括して提案説明を受けた後、清瀬代表監査委員から令和2年度各会計決算について、審査の結果を報告していただきます。

決算認定に伴う質疑は、第3日目と4日目に行い、設置いたします決算特別委員会に審査を付託することにしております。なお、決算特別委員会委員は、議会運営基準第120条の規定により、議長と監査委員を除く全議員を選任することにしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締切りを8月24日の午後3時とし、通告があった2人の議員により、本会議第5日目の16日に行います。

29日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告の後、表決をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いしております。議員各位には、格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 議会運営委員長長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（廣納 良幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月29日までの28日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月29日までの28日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（廣納 良幸君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

会期中の主立った事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をいただきます。

まず、総務文教常任委員会、三谷克巳委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 皆さん、おはようございます。2番、三谷でございます。感染対策がしてありますので、マスクを外して報告をさせていただきます。

閉会中におきます総務文教常任委員会の調査活動の報告でございますが、委員会を8月18日に開催し、所管課の事務調査を行いました。その内容について報告をいたしま

す。

最初に、教育委員会ですが、神崎郡3町で運営している病児病後児保育施設ですが、7月末時点での登録者数は91人ございまして、うち神河町の登録者数は37人となっています。また、4月からの事業実績では7月末で17人となっております。

次に、学校通信ネットワーク事業、いわゆるGIGAスクールでございますが、担当教諭でリモート会議を開催し、教職員の研修、活用するソフト、リモート学習の実施に向けた要領等の整備について協議をしております。また、タブレットを利用した授業にも取り組んでおり、神崎小学校、寺前小学校のリモート交流事業では、一度に120人の児童のリモート授業ができるかどうかのテストも行っております。今回の120人を対象にしたリモート授業は、神崎小学校と寺前小学校の6年生が同時に授業を開始し、情報教育指導員が自宅から発信して全児童が教室で受信して、そしてそれぞれの児童間で通信をするというものでございました。一方、学校と家庭をつないで一斉に通信することとした場合には、約700人となり、一斉通信はそれでは不可能とのことでございます。一斉通信には人数制限があるので、時間帯を区切る、また町単位の時間割を組むなど、具体的な使用方法を考える必要があるとのことございました。

次に、旧上小田小学校を活用して指定管理者が運営しているナレッジフリースクールは、7月末時点で町外から10人の生徒が通学をしております。また、指定管理者から4か月ごとの定期報告書は、7月に受け取っています。

次に、福本遺跡に関してですが、瓦を焼いた窯跡については、現在5号窯まで確認できていますが、未発見のものも存在する可能性があるため、磁気探査及びレーザー探査を実施しています。その結果、2基の窯と瓦工房が存在したと思われるので、今年度発掘調査を予定しているとのことでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により延期になっていたワールドマスターズゲームズ関西は、来年5月に開催され、オリエンテーリング競技の決勝は5月28日に峰山高原で行われます。また、今回は、世界マスターズオリエンテーリング選手権を兼ねる予定でしたが、その計画はなくなったとのことでございます。

次に、今後の幼稚園、保育所の在り方について、私立保育所、保育園の代表と認定こども園への移行に関する意見交換の内容についての質疑がございまして、答弁では、取組に時間がかかっているが、現時点では神崎保育園は移行に慎重な姿勢で、また、寺前保育所はどういった方向で進めるのかを慎重に検討されているとのことで、今後も協議を続け、詰めていきたいとのことでございます。また、町の考え方についての質疑もございまして、答弁では、こども園への移行の方向性を持ちながら、町内2園の考え方も踏まえ、保育所、幼稚園、こども園を総合的に考えていかなければならないとのことございました。

最後になりますが、20日に緊急事態宣言が発令されましたので、現在計画している事業や行事等は変更が出てくると思いますので、タイムリーな情報提供を要望しており

ます。

次に、公民館の関係でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、図書除菌機を中央公民館と神崎公民館にそれぞれ1台ずつ配置をしております。また、グリンデルホールには、サーキュレーター4台を配置しております。

次に、今年度の自主公演事業は、従来のかみかわ寄席から狂言に変更していますが、前売り券の販売状況は8月17日時点では35枚となっており、まだ余裕があるとのことでございます。

続いて、給食センターの関係でございますが、学校給食における食育の推進策としての地産地消における地場産野菜の使用率は21.9%となっております。

次に、1学期におけますところの給食への異物混入は6件発生しており、その内訳は給食センターが2件、炊飯委託先が2件、不明が2件となっております。

次に、給食センター施設の老朽化に伴う市川町との協議については、両町でそれぞれ施設の使用可能年数等を調査し、将来的な方向性を探っていくことにしておりますが、現時点では詳細な協議に至っていないとのことでございます。少子化が進んでいく中で、経費の効率化も図る点から広域で実施していくべきであるとの意見がございまして、それに対して、広域で行うという視点を大事にしながらも進めていきたいとの答弁でございました。

次に、税務課でございます。収納率を向上させるための口座振替とコンビニ納付についてでございますが、口座振替は増えておりませんが、コンビニ納付は増加傾向にあるので、これらを検証して収納率の向上を図っていくとのことです。また、スマートフォン決済のためのシステム改修費用の見積りを徴取しておりまして、その見積額に基づいて費用対効果等を勘案して導入時期等の検討を行う予定とのことでございます。このスマートフォン決済のメリットについての質疑がございまして、スマートフォン決済も納付書の発送が必要であり、発送経費だけを考えればメリットはないですが、8月時点では県下12町のうち、神河町を含めた3町だけがスマートフォン決済に取り組んでいない状況であり、コロナ禍の中では出かけずに家にいて決済ができる、非接触により納付することができるスマートフォン決済についての問合せが多く、納税者のニーズも高まっている中で、このスマートフォン決済を進めているとのことございました。

次に、会計課ですが、令和3年7月末の現金等保管総額は55億8,400万133円となっております。また、7月末時点での一時借入金はありませんが、一時預貯金は9億円となっております。

次に、5月からJA兵庫西から提示を受けておりました指定金融機関事務取扱手数料の見直しについては、6月8日に提案どおり受け入れる旨の回答をしております。これによりまして、令和4年度から5年度にかけて2段階で手数料が改正されていきます。今後、契約の締結、手数料の件数の数え方や振込手数料の削減方法についての検討、協議をしていくとのことでございます。

最後に、総務課ですが、行財政改革推進委員会を10月頃に開催する予定で、現在委員の選考、就任の依頼をしているとのことでございます。

次に、本庁舎の非常用発電機を72時間対応のものに入れ替えますが、その内容についての質疑がございまして、これに対して、現在の非常用発電機は別棟倉庫の1階に設置していますが、これを中央公民館北側の、以前ヒートポンプチラーがあった場所に設置をします。そして、本庁舎への配線や庁舎内の電算室、災害対策室、それから各種証明書を発行する電算のコンセントなど、大規模災害が起きても最低限生かしておかなければならない非常用電源の回路などの調査をし、また設計をして、72時間対応のものにしていくとの答弁でございました。

次に、6月末現在のケーブルテレビ加入者は3,671世帯、また、インターネット加入者は1,446世帯となっています。また、特別番組「地域のたからもの」を制作するために40集落の神社、仏閣、また固有の行事等を2年間かけて取材する計画をしております。さらに、ケーブルテレビ、インターネットに関するアンケート調査も今後実施をすとのことでございます。

次に、土砂災害相互情報システムで、河川映像と河川水位グラフを同一画面で放送するためのシステム構築を株式会社サルードと契約締結をして進めています。また、防災情報放送システムで避難情報や河川画像、また水位グラフ等の新文字放送システムの構築を株式会社データブロードと契約をして進めているところでございます。

次に、旧大山小学校跡地の公園化整備工事は、株式会社ハクロ建設神河支店と契約締結をして、今月末に完了の予定をしております。また、駐車場に隣接する民家への影響対策工事については、補正予算を行い実施する予定とのことでございます。

次に、現在コンビニで行ってます証明書の発行については、システムトラブルやメンテナンスのために月に一、二回は発行できない日があるが、その理由についての質疑がございまして、コンビニの発行システムは全国ネットワークなので、神河町がメンテナンスのために止めている場合とそうでない場合があります。メンテナンスのためにシステムが停止する場合は、迷惑をかけないように早めに告知放送で周知しているとの答弁でございました。

次に、知事選挙と町長選挙、これは選挙期間が違うのに執行経費が同じような額になることについての質疑がございまして、今年度から町長選挙も公営化され、選挙用はがき、選挙用自動車、また選挙ビラの費用等が公費負担となり、結果的に知事選挙と同じぐらいの予算になったとの答弁でございました。また、各選挙における投票率の放送は1回目は投票区の集落名も放送しますが、2回目以降は投票率だけしか流さないのも、選挙の意識づけという観点からも、2回目以降も集落名を入れるべきだという意見がございまして、答弁では、放送時間は長くなるが、放送の仕方を考えていくとのことでした。

以上、大まかな報告をさせていただきましたが、これ以外の事項や質疑応答の内容に

つきましては、お手元に配付しております報告書にまとめておりますので、後ほど御覧
いただきたいと思います。以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。ありがとう
ございました。

○議長（廣納 良幸君） 次に、民生福祉常任委員会、吉岡嘉宏委員長、お願いいたしま
す。

○民生福祉常任委員会委員長（吉岡 嘉宏君） 民生福祉常任委員長の吉岡でございます。
改めまして、おはようございます。それでは、民生福祉常任委員会の開催結果報告につ
いて御報告申し上げます。

民生福祉常任委員会は、8月16日月曜日、午前8時58分から午後2時17分まで
の間、所管の課、公立神崎総合病院、健康福祉課、住民生活課、上下水道課のそれぞれ
の事務調査を行いましたので、その結果を報告します。

それでは、ページをめくっていただいて、まず初めに、公立神崎総合病院についての
主な質疑応答について報告をします。2ページです。クエスチョンとしまして、休日夜
間業務手当の支給に関する規則を新規に制定されるが、休日夜間業務手当は条例で制定
されている。新たに制定する規則との内容の違いを説明してほしい。アンサー、答え、
条例は休日業務は午前8時半から午後5時まで丸々の勤務が対象である。制定する規則
では、第3条で、感染症ワクチン接種業務に係る手当の規定を設け、2時間半、3時間
半と短時間勤務にも対応できるようにしているということでもございました。すみません、
アンサーのところで午後8時としてましたが、これは午後5時、私が申し上げたとおりが
正しいものでございます。

次に、中期経営計画の中で、レントゲン、CT、MRIなどの検査を積極的に行うと
あるが、患者にすれば診療費が高くなる懸念がある。患者が納得できるような説明が必
要と思うがどうか。また、予約なしで受診日当日の胃カメラ検査はできないものかとい
う質問に対しまして、答えとして、現況としては退院のときにレントゲンも撮らずに退
院させられたとか、当院は適切に処置しているが、何もしてくれなかったという声が多
いので、患者にもしっかり説明し、積極的に検査をするという方向で進める。また、胃
カメラの予約なしの検査については、後日検査と受診日当日検査は医師、ドクターによ
って取扱いが違うようである。患者目線に立って、できるだけ進める方向で検討したい
という答えでもございました。

同じく2ページの健康福祉課でございます。主な質疑応答として、クエスチョン、ほ
がらか教室、これは認知症フォロー教室のことでもございますが、その内容についてお尋
ねする。アンサー、認知症の症状をチェックするタッチパネルで点数化し、点数が一定
基準より低い方（頭の機能訓練、頭の体操をすればまた元気になれる）いうことを対
象とした事業である。週1回、ナースボランティアによる頭の体操と体の体操、笑いが出
る楽しい催しにより、心と体の元気づくりを行っている。人気があり人数が増えている。
ほがらか教室の対象にならない方には、いきいき倶楽部（認知症予防教室）を月2

回開催しており、自由に参加してもらっている。

次、3ページお願いします。クエスチョン、16歳以上の現役世代を含む年齢層のワクチン接種率向上対策は、また、金曜日の夕方接種と土曜日接種の枠を増やしてもらえないか。アンサー、答え、父親、母親世代が接種しなければ、子供に接種することが進まないと考えている。接種期間を9月末までと考えていたが、回数や人数を減らした接種体制で期間を延長して予約ができる体制が必要だと思っている。若い世代の接種希望日は、翌日は安静にしたいということで金曜日、土曜日が多い。金曜日の接種枠は若干増やすことは可能だが、土曜日の接種は開業医の2人をお願いしており、医師1人が接種できるのは100人が限界であるため、200人を超えない範囲での接種とならざるを得ない状況である。日曜接種の取組は、公立神崎総合病院と相談して検討したい。

次に、住民生活課でございます。主な質疑応答として、クエスチョン、大雨で8月13日の夜から15日の朝まで県道が通行止めになり、上小田区、川上区は孤立集落になったと思うが、行政はどう対応されたか。アンサー、答え、24時間雨量が160ミリを超えたら、兵庫県土木事務所福崎事業所から連絡が入り、自動的に通行止めになり、アナウンスをすることになっている。通行止めとしていたが、実際に何らかの災害が起きていたわけではなく、警備員を配置し、住民に注意して通行してもらうよう誘導した。

次のクエスチョン、大阪湾広域臨海環境整備センター建設費の負担金の返還の件だが、基本計画変更の確定後、事業費調整が行われるが、時期、返還額は未定という理解でよいか。アンサー、答え、調整時期は令和5年度以降と聞いているが、共通経費、これは共通経費というのは処理場の最低限の運用経費でございますが、共通経費を差し引いた額が返還をされる。返還額の詳細については現時点では不明である。

1ページめくってもらって、4ページをお願いします。クエスチョン、国民健康保険の療養給付費の伸びだが、令和元年度、令和2年度を見比べ、令和3年度は高い金額で推移をしているが、その要因は何かという質問であります。アンサー、答え、80万円以上の高額療養給付の件数が3月から6月の比較で、令和2年度は71件、令和3年度は83件である。今年度は既に500万円以上の高額支出が2件、昨年の4か月と比較をし、外来件数が1,025件の増となっており、医療費増の要因と考えられる。

最後に、上下水道課であります。主な質疑応答としまして、クエスチョン、8月に取り組んでいる徴収強化月間の成果はどうか、また、税務課職員も同行されたのでしょうかという質問に対し、アンサー、答え、今まで町外、県内在住者の町外の方ですが、今まで町外には電話やはがきの通知のみで、直接訪問して徴収できていなかったが、8月19日に2班に分けて徴収に行くことにしている。内部組織である滞納整理委員会で、関係課、税務課であるとか給食費担当課等と滞納状況について情報共有できている。今回は上下水道課職員で訪問し、上下水道料金以外の滞納がある場合は一緒に完納してもらえよう話をするという、こういう答えでございました。

以上で、民生福祉常任委員会の開催結果報告について終わります。よろしくお願

ます。

○議長（廣納 良幸君） 次に、産業建設常任委員会、栗原廣哉委員長、お願いいたします。

○産業建設常任委員会委員長（栗原 廣哉君） マスクを外させていただきます。おはようございます。産業建設委員長の栗原です。それでは、閉会中に実施しました継続調査事件についての調査を、令和3年8月10日に神河町役場第3会議室において実施しましたので、主立ったものを報告していきます。

まず、建設課所管について、次の質疑応答がありました。前回の委員会で町道神崎・市川線の歩道の信号を要望すると聞いているが、警察と協議する中で現在の進捗状況を教えてほしい。アンサー、福崎警察署に行くたびに設置のお願いをしていますが、警察のほうが進んでくれないというのが現状です。この件について、8月の末に警察のほうから10月に設置予定である旨の連絡が入っております。

次に、急傾斜地崩壊対策事業の取組状況、県の工事ですが、次の質疑応答がありました。神河町内においては整備するところがたくさんあると思うので、積極的に早く申入れをして、最後までできるような状況に持って行っていただきたい。これに対する回答が、現在、区から要望が上がってきているのが大河区で、鍛冶の引き続きのところをずっとやっていただけないかということで今要望している。それと、急傾斜地ではないが、砂防事業としては今現在3か所動いているが、高朝田区、山田区、作畑区、本村区、南小田区の5地区で砂防事業を準備していただいている。引き続きそれぞれ土砂災害特別警戒区域の砂防の対象地区について要望していきたいと考えているとのことでした。

次に、地方創生道整備推進交付金事業について、次の質疑応答がありました。この地方創生道交付金で、第3期計画で千ヶ峰・三国岳線を整備するのに、ほかにも何路線か町道の改良が必要なのか。アンサー、この地方創生道整備推進交付金事業というのは、県が施工しています林道または広域農道と、自治体内にある市町道の改良をセットでやる形で事業が成立することになっておりますので、神河町内で林道千ヶ峰・三国岳線の開設をこの事業でやろうとすれば、神河町内の町道の改良、整備を何路線か上げなければならないということで、町と県のセット事業ということになります。

地方創生道整備推進交付金の関係で今後新たな改良計画を立てなければならないということだが、建設課としてはどういうところを目安としているのか。この答えとして、この事業の内容を見ると、基幹的な町道路線となっておりますので、建設課として今考えているのが吉富区内の市場・杉線、吉富の公民館の直線道路、次に野村沢線、貝野からしんこう大橋を渡ってすぐに左折したところから市川町の沢までの道路、3か所目が、喜楽久鉱業を過ぎて根宇野のグリーンエコーに上がる笠形線までの道路の3路線を考えているとのことでした。

次に、地籍事業については、次の質疑応答がありました。県営事業の実施要領の見直しが行われ、町単独の部分は町費の負担が発生してきたということであ

るが、見直しの背景は。答えとして、県の財政がよくないということで、災害の部分については安全・安心という観点からお金は出すが、あとの部分については町でしてくださいという説明であった。県営事業の対象となるという中で、災害区域が1つの大きな要素を占めているようだが、災害という考え方の基準、例えば土砂の警戒地域になっているとか急傾斜地になっているとか、その辺の考え方を教えてほしい。答えとして、まず砂防指定地域、2番目に急傾斜地崩壊危険区域、3番目に地滑り防止区域、4番目に土砂災害警戒区域ということで県が指定している区域があり、そこに該当するところは県営事業でしていただけるということであり、あと、森林経営計画が面積の50%以上立てているというのが要件になっている。

次に、地域振興課事業について次の質疑応答がありました。町として、ユズの生産を含め、柚子の精、ゆずたくんの加工について、基本的な姿勢や方針はどのように持っておられるのか。答えとして、特産品として残していきたいという方向でJAと協議を進めている。

次に、有害鳥獣対策で昨年引き続き暴発事故があったということだが、警察からもかなりお叱りも受けられていると思うが、補助団体である猟友会についても、やはり町から指導もしていくべきだと思うが。この回答として、2年連続の不祥事ということで大変申し訳なく思っている。あわせて、猟友会への指導については、県の農林事務所からも指導をしており、町からも再発防止に向けて今回の事故の原因についても触れ、今後の対応について文書で指導を行っている。

次に、危険木の伐採について、要望が20か所で実施が5か所ということで15か所残っているが、当然危険木で申請されているので危険な状況だろうと思うが、残りの15か所は一体どうされるのか、単純に次年度に繰り越してやっていくのか、補正をつけて進めていくのか。アンサー、答えですね、補正で対応すると12月補正が最終になると思うが、その辺り見極めながら今後の受付方法も考えながら、今回できるだけ20か所済ませる方向で何とか考えていきたい。

次に、神河町において、高齢者で山を放棄したいというような方がおられると思うが、そういう山を町で引き受けて伐採するような試みは全く考えていないか。答えとして、山林部の地籍調査を始めて、町外に居住されている方が大変多い。その中で、山林の守りができないから寄附をしたいという申出が近年増えてきており、町の財産としては山林部分について寄附等あれば積極的に受けていくという考え方である。

ひと・まち・みらい課事業について、次の質疑応答がありました。貸工場について、昨年度福山の貸工場の整備が終わり、年度末に契約され引渡しをしているが、町として用地確保して貸工場を提供して終わりじゃなしに、その後の鈴木食品の状況について現状を教えてほしい。7月から本契約ということで賃料もいただいている。内装工事等は鈴木食品が実施され、ほぼ完了している。施設設備の納入が遅れているが、9月中には設備が入る予定で、10月からの本稼働、菌床生産に入ると聞いている。生産に伴い雇

用が発生してくるが、8月末ぐらいから地元とも調整をさせていただき、雇用確保を図っていきたいと聞いている。

観光施設の状況と指定管理施設の経営状況等について、次の質疑応答がありました。各観光施設の指定管理の関係で2年度の決算状況を見ると、ある施設についてはマイナス部分が非常に大きい。来年度の指定管理に手を挙げてくれるかどうか非常に心配するが、全ての指定管理者に限らないが、決算の状況から町としてそれなりの対策を打つ必要があるのではないか。また、コロナの終息時期が見通せない中で、そこまで考えた上で対策をしておく必要があるのではないか。この回答として、やっと収支が出てきたところで、災害という捉え方も含めて何とか救済ができないかと、今現在検討している状況である。しかしながら、これまでの赤字の補填はできるかもしれないが、今後については、今現在の観光施設で本当に経営ができていくのかどうか、それぞれ判断されるということである。例えば、事業者からは投資をしたいが、指定管理期間が短いからもう少し長くしてください、また指定管理料をつけてくださいという要望も聞いている。そういう形も含めて、募集要項も作成するつもりである。基本的にそれぞれの施設の使い方、目的をはっきりした上で、さらなる事業者さんに提案をいただくというスタンスでいこうと思っている。

次に、今回のハートフル商品券、20%ということで、過去20%の場合は即完売したが、今回は二次まで受付をしたということで、それだけ長引いた要因は何か。その答えとして、今回普通の2倍の5,000セットを作ったことが販売期間が長くなった一番の要因だと思っている。

以上で、産業建設常任委員会での主立った調査報告を終わります。なお、詳細につきましては、お配りしております書面を御確認ください。

○議長（廣納 良幸君） それでは、私のほうから6月定例会以降、閉会中の主立った事項を報告いたします。

7月1日、第1回神河町クールチョイス推進事業実行委員会が開かれ、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長に出席していただいております。

7月3日、人権啓発講演会がグリーンデルホールで開催され、各議員が出席されております。

7月6日、神崎郡町村議会議長会が福崎町役場で開催され、私が出席しております。協議事項は、令和2年度事業報告及び決算について、令和3年度事業計画（案）及び予算（案）について、いずれも承認、可決しております。また、令和3年度神崎郡議会議員研究会は、実施する方向で調整することにいたしました。

7月9日、中播北部行政事務組合議会臨時会が開催され、澤田俊一副議長、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、令和2年度繰越明許費繰越計算書の報告、副管理者の選出、令和3年度補正予算（第1号）についてで、いずれも原案のとおり同意、可決いたしました。

同じく7月9日、中播衛生施設事務組合議会臨時会が開催され、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、監査委員の選任についてで、原案のとおり同意いたしました。

7月13日、兵庫県町議会議長会評議員会議が神戸で開かれ、私が出席しております。評議員会議の議題は、各町議長の異動に伴う役員の選任、兵庫県町議会議長会規約の一部改正と運営に関する内規の一部改正、令和3年度研修事業実施計画、令和3年度定期総会運営等であります。いずれも原案のとおり認定、承認いたしております。

7月14日、令和3年兵庫県功労者表彰式が県公館で開催され、議会からは自治功労を藤森正晴議員が受けておられます。長年にわたり、議会人として真摯に取り組んでこられたたまものだと敬意を表する次第でございます。おめでとうございます。

7月20日、県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会総会が神河町役場で開催され、栗原廣哉産業建設常任委員長ほか委員全員と私が出席しております。議事は、令和2年度の事業報告並びに会計決算、令和3年度の事業計画並びに予算及び令和3年度役員改選についてで、いずれも原案のとおり認定、了承しました。

7月21日、全国過疎地域自立促進連盟兵庫県支部総会が神戸で開催され、私が出席しております。令和2年度事業報告、歳入歳出決算について、令和3年度事業計画、歳入歳出予算について、いずれも原案認定、可決しております。また、役員改選が行われ、支部長に宍粟市長、副支部長に香美町長、宍粟議長が選任されました。

7月25日、国民平和行進・西播磨網の目平和行進が役場本庁舎玄関前で行われ、私が出席しております。

7月28日、兵庫県町議会議長会の第72回定期総会が神戸で開催され、私が出席しております。定期総会の議事については、県町議会議長会の中井会長から令和2年度会務報告が行われ、了承いたしました。また、役員改選が行われ、会長に香美町議会、西谷議長、副会長に佐用町議会、石堂議長、稲美町議会、関灘議長が選出されました。記念講演会は、全国町村議会議長会、望月事務総長から、地方議会、議員の在り方等について講演を受けました。

8月13日、第2回神河町クールチョイス推進事業実行委員会と第1回神河町地域再生可能エネルギー導入目標策定委員会が開かれ、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長に出席していただいております。

8月23日、県町議会議長会主催の議会広報研究会は、緊急事態宣言が発令されたことにより延期となりました。

8月25日、中播衛生施設事務組合議会定例会が開かれ、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、令和2年度中播衛生施設事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての提案説明でございました。

8月27日、地域創生戦略会議ですが、これも緊急事態宣言の発令により延期となりました。

8月31日、神崎郡町議会議長会が中播衛生施設事務組合会議室で開催され、私が出席しております。協議事項は、令和3年度町村議会議長全国大会、神崎郡町議会議員研究会等、事業計画について協議をいたしました。

次に、9月1日、赤穂市制施行70周年記念式典が、赤穂市文化会館ハーモニーホールで開催され、私が出席しております。

市川右岸広域道路整備促進期成同盟会総会は開催ができませんでしたが、令和2年度の事業報告並びに会計決算、役員の改選、令和3年度の事業計画並びに予算等について、いずれも書面決議により、原案どおり認定、可決しておりますので御報告申し上げます。

定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、7月7日に第68号を発行し、7月26日に各区長様に配布していただいております。

以上で閉会中の主立った事項について報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時30分といたします。

午前10時08分休憩

午前10時30分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

議案の審議に入る前に申し添えさせていただきます。町当局におかれましては、質問に対して明瞭かつ確かな答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願い申し上げます。また、議員各位におかれましても、要点を明確に質疑を行っていただき、議会の活性化に御努力、御協力お願い申し上げます。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第4 発議第1号

○議長（廣納 良幸君） 日程第4、発議第1号、神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

安部重助議員。

○議員（1番 安部 重助君） 発議第1号、神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件について、提案理由を御説明申し上げます。

このたびの改正は、「標準」町村議会会議規則の改正に合わせ、神河町議会会議規則第2条の会議の欠席の理由について整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。また、請願者の利便性の向上を図るため、同第89条で規定している議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。そのほか、「標準」町村議会会議規則に合わせるとともに、字句の修正を行うもの

であります。

施行日につきましては、公布の日としております。

以上、提案の趣旨説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。御苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより発議第1号を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決しました。

日程第5 発議第2号

○議長（廣納 良幸君） 日程第5、発議第2号、神河町議会基本条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

安部重助議員。

○議員（1番 安部 重助君） 発議第2号、神河町議会基本条例の一部を改正する条例制定の件について、提案理由を御説明申し上げます。

第11条の議員の活動原則の第6項で、議員は政策等の合意形成過程において主張が相入れずとも、議決された団体意思または機関意思に違背する行動を取ってはならないと一旦議決された内容については、本意と異なってもこれに従わなければならないことが規定してありますが、第7項で、委員会議決での例外を規定し、委員会議決の反対の立場にあるときは少数意見留保の申出をすることにより、本会議において委員会報告と異なる立場を取ることも可能としております。

しかし、会議規則第76条で、委員は委員会において少数で廃棄された意見でほかに出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができることと規定されております。ここでは、ほかに1名以上の賛成者がなければ少数意見の留保ができないことになるので、反対の立場を取ることができずと解されますので、この条で「少数意見の留保」という表現をすると、会議規則と運営基準との間にそごが、ずれが生じるので、基本条例の「少数意見留保の申し出」を「その旨の意思表示」という表現に改めるものであります。

また、第21条、改廃の手続で字句の修正を行うものです。

施行日につきましては、公布の日としております。

以上、提案の理由、趣旨説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。質疑を終結します。御苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより発議第2号を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決しました。

日程第6 報告第6号

○議長（廣納 良幸君） 日程第6、報告第6号、令和2年度（第23期）株式会社神崎フード経営状況報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） マスクを外させていただきます。報告第6号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和2年度（第23期）株式会社神崎フード経営状況報告の件で、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。

まず初めに、昨年11月16日の臨時株主総会において、濱本社長に替わり、藤井副社長が社長に就任されました。濱本前社長は平成24年6月の就任以来、約8年間にわたり経営手腕を発揮され、昨年来病気療養中でしたが、去る8月16日御逝去されました。謹んで哀悼の意を表すとともに、経営改善への御尽力と御功績に深甚の謝意を表します。

次に、第23期の主な経営状況を報告いたします。売上高は13億9,719万円、前年度15億2,156万円に対し、1億2,437万円、8.2%の減ですが、税引き後純利益は448万円、8期連続の黒字となりました。売上減の要因は、コロナ禍による消費減退によるところが大きく、主な取引先の対前年売上実績は次のとおりでございます。エスアールジャパン、4,536万円減、率にして79.3%。イオングループ、1,298万円増、率にして101.8%。マルアイ、4,976万円減、率にして85.9%。道の駅

「銀の馬車道・神河」及び大黒茶屋は、4月、5月の緊急事態宣言に伴う休業等で7月まで売上減が続き、8月以降回復しましたが、対前年363万円の減、率にして90.8%。

従業員数は、全体で103名。うち町内在住は昨年同数の71名。町内従業員の割合は68.93%であります。

利益剰余金の配当は、令和2年6月4日の株主総会で決定し、1株500円、総額83万5,000円が昨年に引き続き配当され、神河町へは持ち株830株に対し、41万5,000円の配当がございました。今24期も新型コロナウイルス感染防止対策を含め、商品管理、従業員の健康管理を厳しく対応する中で、既存取引先での他社からのシェア拡大、新規取引先の獲得、徐々に再開されるであろうイベントなどでの直販の売上獲得により、総売上向上を図る計画としております。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

前川地域振興課長。

○地域振興課長（前川 穂積君） 地域振興課、前川でございます。報告第6号について、令和3年6月3日開催の第23期定時株主総会で承認をされました株式会社神崎フードの決算報告を御説明いたします。

まず、決算報告書2ページ、会社状況を御覧ください。(1)主要な事業内容、(2)株式の状況は変更ございません。(3)取締役及び監査役では、令和2年6月4日の株主総会で、神崎フード、福岡総務部長が取締役に承認され、町長の提案説明のとおり、令和2年11月16日、濱本社長が退任、藤井副社長が社長に就任、監査役は前年と変更ございません。(4)従業員数は、役員、社員、パート合わせ計103名、前年より1名減ですが、町民は71名で前年同様でございます。

続いて、3ページ、営業報告でございます。下の表の最下段、23期の総売上げは、提案説明のとおり13億9,719万円、前期と比べ1億2,437万円、8.2%減少しております。主な得意先の売上げは、表の一番上、エスアールジャパンが1億7,379万円、その次のイオングループ、全体で7億2,068万円、マルアイ3億240万円、この3社で約12億円となりまして、総売上げの86%を占め、この3社で約8,200万円の売上減、前年比では94%となっております。その下、その他得意先は合計1億6,459万9,000円、3,859万円の減で81%、下から2段目の大黒茶屋店舗売上げ、これは3,572万5,000円、緊急事態に伴う休業で4月、5月は前年比30から40%と落ち込み、8月から12月は103から最大120%と反発しましたが、トータルでは363万円の売上減、前年比90.8%でございます。

次に、4ページ、貸借対照表でございます。まず、左側、資産の部、I流動資産は合

計2億5,844万円。主な内訳は、現金及び預金1億2,125万円、売掛金1億1,952万円、原材料等の棚卸資産1,377万円、中ほどの未収入金285万円等でございます。

次に、Ⅱ固定資産は合計で5,949万7,000円。内訳は、建物、機械及び装置、工具、器具、備品等、これらを合わせました有形固定資産が合計で3,853万円、ソフトウェア等の無形固定資産が487万円、投資その他の資産、有価証券等ですけれども、1,608万4,000円。最下段、資産の部の合計は3億1,793万8,908円。

次に、右側へ行きますと、上段、負債の部でございます。Ⅰ流動負債は合計1億6,424万3,000円。主な内訳は、買掛金1億699万円、1年以内返済長期借入金871万円、未払い金2,724万円、未払い費用1,767万円等でございます。

次に、Ⅱ固定負債、これは長期借入金が1,779万円、その下へ行きますと、負債の部の合計では1億8,204万円。

次に、右側下段の純資産の部は、株主資本合計で1億3,589万8,000円。内訳としまして、資本金が8,350万円、利益剰余金が5,239万8,000円、合計で1億3,589万円。最下段でございます。負債・純資産の部の合計は3億1,793万8,908円でございます。

次に、5ページ、損益計算書でございます。まず、Ⅰ売上高、製品売上高、スーパー等への売上げで13億3,709万円、物販売上高、仕入れのおむすび等で2,437万円、大黒売上高、弁当、麺類、土産物等で3,572万円。合計、中ほどの段です、13億9,719万円で、売上げに係る経費、売上値引き戻り高809万円、これを除きまして、売上高の総計は右欄の13億8,910万円で、前年比91.8%となっております。

次に、Ⅱ売上原価、期首棚卸高、大黒の土産物等で84万円、物販仕入れ高、大黒の土産物やエスアールジャパンからのおむすび等で1,565万円、大黒仕入れ高、麺類等で1,611万円、販売手数料、マックスバリュ等取引先の集配センター利用の手数料等で6,110万円、合計で9,287万8,000円、中ほどの欄でございます。

その下、材料費等になりますけれども、当期製品製造原価、これは10億8,289万円。この内訳は、6ページの右側、製造原価報告書にございます。内訳としまして、Ⅰ材料費、これの合計が、一番下で当期材料費と記載しております、7億5,369万円、その下に労務費、これも合計で当期労務費と記載しております、2億2,855万円、その下、Ⅲの経費、総額、これは下から7行目ぐらいになりますけれども、1億36万円、これらの合計、当期総製造費用が10億8,261万4,000円、期首、期末の棚卸高を加除しまして、合計10億8,289万9,000円でございます。

5ページに戻っていただきまして、ここまでのⅡ売上原価の合計は11億7,662万円、期末棚卸高134万円を除きまして、売上原価の総計は右欄の11億7,527万6,000円で、前年比91.6%、Ⅰ売上高から、Ⅱ売上原価を差し引いた売上総利益、いわゆる粗利は2億1,382万3,000円で、前年比93.1%となっております。

続いて、Ⅲ販売費及び一般管理費は合計で2億2,101万円で、前年比101.7%。増加しております。主要因は、役員の退職金の発生によるものです。

この内訳が、6ページ左側、販売費及び一般管理費の計算内訳にございます。主なものは、販売員給与1,208万円、事務員給料790万円、発送配達費8,094万円、支払い手数料1,668万円、退職金等、これが1,362万円、大黒茶屋労務費は、販売員の給料及び製造原価の労務費に計上しておりますのでゼロ円、雑給1,075万円、役員報酬7名分で3,322万円等でございます。

5ページに戻っていただきまして、Ⅱの売上原価の最下段、売上総利益からⅢ販売費及び一般管理費を差し引いた営業損益は719万2,000円、営業本体の部分では赤字ということになっております。

次に、Ⅳ営業外収益、補助金収入は、道の駅、国道施設の管理委託料のほか、県の休業要請事業者経営継続支援金など新型コロナ関連の支援金、補助金等で395万8,000円、雑収入、これは実習生の家賃の本人負担金、道の駅の自販機の販売手数料等で計924万円、これの合計が右欄で1,324万1,000円、Ⅴ営業外費用、これは支払い利息割引料のほか雑損失、これはクレーム処理料ですけれども50万円で、合計、右欄、68万2,000円。営業外収益、営業外費用を含めた経常利益は536万6,000円で、黒字でございます。

Ⅵ特別利益は、貸倒引当金戻入額22万円、Ⅶ特別損失はなく、下から3段目、税引き前当期純利益は558万円、法人税等を差し引きまして、当期純利益は448万1,626円でございます。

7ページ、株主資本等変動計算書は、4ページ、貸借対照表右下の純資産の部の内訳でございます。1株主資本、1、資本金が8,350万円、2、利益剰余金の繰越利益剰余金は、当期首残高4,875万2,001円、剰余金の配当83万5,000円を差し引き、当期の純利益448万1,626円を加えまして、当期末残高は5,239万8,627円、資本金と合わせた株主資本及び最下段の純資産の部の合計は1億3,589万8,627円です。

8ページを御覧ください。米の年間仕入れ量と平均価格の推移でございます。今期の米の仕入れ価格につきましては、1キロ当たり年平均価格275.3円で、年間使用量899.7トンでは2億4,770万円、材料仕入れ高の32.8%を占めます。前期と比べ、キロ当たり8.9円下がりましたが、高止まりが続き、経営に大きく影響している状況です。神河町産米は令和2年産、すし米用の日本晴を約5.1ヘクタールで契約栽培し、14トンを使用。今年度は栽培面積6.8ヘクタール分を契約し、少しずつですが町内産米を増やし、地域と連携した会社経営を行っております。

9ページは24期の営業計画書でございます。営業予算は売上高14億3,431万円、2.6%増を目指しております。販売エリアの拡大を視野に、イベント等の再開に向け、直販の売上高も見込んでおります。また、炊飯施設が10年以上経過し、修繕、部品等

の手配で困難な状況がございます。そのため、施設の入替えを、資金面も併せ検討をします。

道の駅では感染対策のため客数を減らして営業をしております、売上増は厳しい状況でございますが、回転数を上げる努力をしております。引き続き従業員の接客指導を行い、季節感や真新しさを加えた売場づくりを目指します。

最後に、厳しい経営状況ではありますが、従業員一同、力を合わせて経営に取り組んでまいり所存ですので、引き続き御支援賜りますことをお願い申し上げますとの経営陣の御意向をお伝えし、報告第6号の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

栗原廣哉議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 1点教えてほしいんですが、5ページの損益計算書、この真ん中のほうの雑損失50万792円、これはクレーム代ということで説明あったんですが、どういう内容かちょっと教えていただけますか。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課長。

○地域振興課長（前川 穂積君） 何が入っていたというようなところまでは把握をしておりますが、マルアイの分でクレームが発生をしまして、そのクレームをマルアイのほうで処理をしていただいた、それに対する処理料ということで聞いております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原廣哉議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 具体的な内容的に、50万というのは結構金かかると思うんですが、弁護士費用とか、そういう関係ですか。それは分かりますか。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課長。

○地域振興課長（前川 穂積君） ただいまそこまでの資料を持ち合わせてございませんので、後ほど御報告させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

吉岡嘉宏議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。9ページのところで、一番最後、道の駅（かんざき大黒茶屋）計画の最後の文章で、「入口ドアが手動で、接触を嫌うお客様もあり、自動ドアが望まれることが課題にあります」、全く、私もそこへ行って、そのとおりやな思うたんですけども、これは、例えば新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金、これを使って自動ドアに替えるというのはできひんもんなのかどうなのか、その辺、財政参事になるんかどうかわからないですけど、お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。自動ドアの

関係ですね、こういった三セクのところについて交付金が充当できるかということでございますが、簡単に申し上げますと可能であるというふうに思います。

ただ、そこら辺の部分で、交付金は一般財源ではございませんので、特定財源でございます。比較的自由度は高いわけですが、そういった中でも、その交付金の求められる趣旨ですね、そういったところが合致しないというところがあるかと思います。

それから、そういった部分のコロナの対策というところで行くと、全体的にそういった交付金の財源のフレームの中で、そういった部分に対応すべきものになるのかどうかといったところの判断もあろうかと思います。

いい回答になったかどうか分かりませんが、以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。第三セクターであっても、基本、まず大丈夫だろうという参事さんの意見がございましたんで、本当にあそこで食事をする大黒茶屋の場所なんで、私も手でこう戸を開けるのがどうかないって、何回か行ったんですけど、感じておったとこでございますんで、ひとつ十分協議をしていただいて、何とか自動ドア化できるようにお願いしまして、質問終わります。コメントありましたらお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。ありがとうございます。前向きには検討したいと思うんですが、ただ、事業所の支援という形になりますと、一事業所限定でというふうな形になると、少しその辺のあたりは課題が残るということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

報告第6号については、以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第7 報告第7号

○議長（廣納 良幸君） 日程第7、報告第7号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第7号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます。普通会計及び特別会計と公営企業会計それぞれに赤字はなく、これら会計を連結しての赤字もないので、該当はございません。実質公債費比率は14.4%、将来負担比率は73.5%で、いずれも早期健全化基準未達の比率でございます。また、公営企業会計に係る資金不足比率は、資金不足が生じていないので、該当はございません。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、報告第7号につきまして、詳細説明をいたします。

まず、表紙のほうをめぐっていただきまして、報告書のほうをお願いしたいと思います。まず、1番の健全化判断比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字ではございませんので、ハイフンで示してございます。続いて、実質公債費比率につきましては14.4%で、昨年度の比率が15.8%でしたので、1.4ポイント下がってございます。それから、将来負担比率につきましては73.5%で、昨年度の比率が76%でございましたので、2.5ポイント下がってございます。それぞれ、少しではございますが、改善をしてございます。

これらは、右側の欄にございます早期健全化基準未達となっております。この実質公債費比率につきましては、我が町にとっては非常に大事な指標ということで考えてございます。平成26年度において18パー未達を達成しました。引き続き公債費の適正な管理に努めながら比率の改善を図ってきたところでございます。過疎債、辺地債等の償還が今後増加していくことから、比率はまた徐々に上昇していくところは見込まれるため、今後の起債発行につきましては一段と注視しながら、再び18%を超えることのないよう行財政運営を行っていかねばいけないというふうに考えてございます。

また、将来負担比率につきましても同様に、普通会計、企業会計等の地方債の現在の増加も見込まれるため、今後比率は上昇していくというところが見込まれます。

続いて、2番目の資金不足比率につきましては、それぞれにおいて資金不足を生じておりませんので、ハイフンで示してございます。

続いて、2枚めぐっていただきまして、次に1ページから5ページを添付をいたしてございます。

まず、1ページは総括表になってございます。そして、2ページは実質赤字比率と連結実質赤字比率、そして3ページは実質公債費比率、4ページは将来負担比率、そして最後のページの5ページはそれぞれの算出方法となっております。

それでは、5ページの算出方法の資料を中心に御説明をさせていただきたいと思いま

す。

まず、1つ目の実質赤字比率でございます。これにつきましては、普通会計の赤字比率ということでございまして、算出式につきましては記載のとおりで、分母は標準財政規模、分子は一般会計等の実質赤字額です。

分母の標準財政規模につきましては、3ページのほうを御覧いただきたいと思えます。3ページ中段の令和2年度、⑫、⑬、⑭の3つの額を足した合計が標準財政規模でございまして、合計で51億8,690万2,000円となっております。

続いて、分子に当たります一般会計等の実質赤字額につきましては、2ページのほうをお開きください。2ページ左上段に一般会計という欄がございます。一般会計から長谷地区振興基金特別会計までの実質収支額の小計でございまして、いずれも御覧いただいたとおりの黒字ということで、結果的にはハイフン表示となるものでございます。

続きまして、連結実質赤字比率につきまして御説明をいたします。まず、分母の標準財政規模は、先ほどの実質赤字比率と同じでございます。分子は、先ほど申しました2ページの一般会計の小計に、その下、国民健康保険事業特別会計から右下の土地開発事業特別会計の実質収支額及び企業会計の剰余金を全て足した合計で、いずれも黒字ということで、結果的にはハイフンの表示になってございます。

5ページのほうに戻っていただきまして、3つ目の実質公債費比率でございます。まず、分母は、標準財政規模から普通会計の元利償還金及び企業会計等の準元利償還金に係る基準財政需要額の算入額を差し引いた数字、分子につきましては、地方債の普通会計と企業債の元利償還金等の合計から特定財源と元利償還金等に係る基準財政需要額の算入額を差し引いた数字を用いて算出することとなっております。

それでは、3ページをお開きください。まず、分母でございます。標準財政規模から差し引く交付税算入額は、上段右端、⑨、⑩、⑪の令和2年度の合計額でございまして、10億4,725万円となっております。この数字が普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費の元利償還金となっております。

続いて、分子でございまして、地方債の元利償還金等は、上段、①から⑦までの令和2年度の合計額が16億763万2,000円、続いて、差し引く特定財源の額が⑧、それと普通交付税の算入額、⑨から⑪の合計額となりまして、これが10億9,751万円となります。それぞれの数字を用いて分子を算出していきます。

それによりまして算出した令和2年度単年度の実質公債費比率は、中段右から2つ目の欄、12.32282%になります。これを3か年で平均いたしますと、平成30年度、令和元年度、令和2年度の3か年平均で、令和2年度決算における実質公債費比率は14.4%という比率が算出されるということでございます。

続いて、4つ目の将来負担比率でございます。4ページのほうをお開きください。分母は、先ほど説明しました実質公債費比率の分母と同じでございます。分子の将来負担額は上段の合計200億8,368万9,000円、差し引かれます充当可能財源等は中段

の3つの合計170億3,821万円。この算出によりまして、分子は30億4,547万9,000円、分母は41億3,965万2,000円を計算しますと、令和2年度の将来負担比率は73.5パーという比率が算出されているというところでございます。

続きまして、資金不足比率につきましては、資金不足はそれぞれございませんので、これにつきましてもハイフンで表示をしているというところでございます。

これらにつきましては、企業会計の財政状況調査、普通会計の財政状況調査を基に、国により示されましたシートにより算出をしております。現在、県、国に報告のほうをしているところでございます。

以上、簡単でございますが、詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。報告書の次に監査委員さんから提出された審査意見書が添付されておりまして、その最終ですね、4の審査結果の(3)の是正改善を要する事項、一番最後です。特に基準を下回り、資金不足も生じてないことから、是正を要する事項はないとしながらも、2点の意見を付しておられます。過疎債など有利な起債を活用した経営がなされているが、少子高齢化等により税収増が見込めない中、より一層の公債費負担の適正化に努められたい。もう1点が、時系列的な財政分析を行いながら、行財政改革実施計画（集中改革プラン）を着実に実施し、事務事業の評価とこれに基づく具体的な優先順位を定めて、行財政運営を計画的に遂行されることを望むと、この2点の意見が付されてるんですけども、この意見についてどのように受け止めておられるか、お願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。是正に関する事項ということで、特に是正事項はないというような評価をいただいているわけですが、それに加えて、さらにそういったところで財政状況が悪化しないようにということで、留意をしていただきたいというようなところの御指摘がございました。

私のほうでは、今後のいわゆる健全化比率というのは、起債の発行のいかんによって大きく変わってくるわけでございます。そういった中で、冒頭、説明でも申し上げたように、18%を超えてくると、実質公債費比率ですが、その辺のところ非常に財政の運営が窮屈になってくるというところでございまして、ただ少し見込みの中では、今後しばらくの年数はこういった形の数値で推移をするのかなというふうには見ておりますが、ただ本格的に過疎債等の元金の償還が発生をしてきます。そういった中で、十分に起債の発行と、それからそういった借金の償還のバランスですね、そういったところに十分に留意をしながら、こういったところでこの財政の比率、特に実質公債費比率につ

いては注視をしながらコントロールをしていき、持続的な財政運営になるように努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 実質公債費比率については、今そのような説明があったんですが、今後、本当に税收増が見込めない中ですので、やはり従来から言われてる神河の身の丈に合った予算規模の事業にしていくということが必要やと思うんですね。その中で、やはり、私、事務事業の評価というのが大変重要ではないかなと思うんです。

各担当課、事業課におかれては、それぞれ担当者が自己評価をされてるわけですが、やはり住民サービス等々を考えると、担当課において事業の大胆な見直しとかっていうのはなかなかできないと思うんですね。そういう部分では、財政全般またトップダウンの意思によって、いわゆる事務事業の廃止といいますか、もうそういう目的を達成した事業については廃止をしていく、そういったやはり姿勢がなければいけないのではないかなと思います。

予算の査定の段階でそういうことはやっておられるんだと思うんですけども、もう少し、そう言いながら、実質的な予算についてはなかなか減少になってないという状況ですので、今回、ここ一、二年についてはコロナの関係の予算等、国の交付金等もありますけども、そういった特財を除いた分ですね、特に一般財源の使い方とかそういう部分について今後の考え方、今、私が申し上げたことについて思いがあればお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。ありがとうございます。おっしゃられるところの部分は私も同感のところでございます。まずは予算総額を身の丈に合ったものにしていくということは非常に大切なところだろうと思います。そのために何をやっていくのかということでございます。議員おっしゃられるように、それぞれの事業を十分に評価をした中で、その優先順位をつけながら、そして、そういった効率的な事業運営というものを執行していかないといけないというふうに考えてございます。

したがって、この身の丈に合った予算総額というところについては引き続きやっていく、そして、執行の段階については、十分に効率性を求めながら、最終的に決算の段階で予算が実質的には膨れているというようなことが生じているのも、これも事実でありますので、十分にそういったところに注視しながら、まずは減量化していくというよりも、財政を健全に運営していくという目的は、それぞれの執行に対して効率化をいかに図っていくかということであるというふうに思っておりますので、今後その点について十分に意を持ちながら進めていきたいというふうに思います。ありがとうございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

報告第7号については、以上のとおりでございます。御了承を願います。

日程第8 第89号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第8、第89号議案、神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第89号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件でございます。制定の理由は、旧過疎法と呼ばれる過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で期限を迎え、新たな法律として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が成立し、令和3年4月1日施行となりました。本町の過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例も旧過疎法に基づいて制定していたため、令和3年3月31日をもって失効となりましたが、令和3年4月1日以降も引き続き過疎地域に該当となったため、新過疎法に基づいた内容により、新たに過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。それでは、第89号議案、神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定についての詳細を御説明いたします。

この条例は、新過疎法となります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく条例制定となります。条例の構成は、第1条の趣旨から第9条の委任まで、旧過疎法に基づいて制定しておりました旧条例と同じとなりますが、第1条につきましては、対象となる業種及びそのものの規定を定め、本条例の趣旨を示しております。新過疎法に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内、この区域は神河町全域になります、において振興すべき業種として定められた飲料水や紙加工品などの製造業、旅館業、神河町内において生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として、製造、加工、調理したものを店舗に置いて販売することを目的とする農林水産物等販売業、そして、このたび新法で追加されました情報サービス

業等、これは、顧客の委託によりコンピュータープログラムの制作を行うソフトウェア業や、インターネットを通じて通信や情報を提供するインターネット付随サービス業、通信販売業などが該当します。これらの事業の用に供する設備の取得または製作もしくは増設をしたものに対し、地方税法に基づき、固定資産税の課税を免除するとしたものでございます。

第2条では、法で定められた特別償却設備等の規定の定めと課税を免除する対象となる固定資産について定めております。また、第2項においては、課税免除の期間を、課税免除をした最初の年度以降3か年度としたものでございます。

続きまして、次のページの第3条から第9条につきましては、旧条例と同様の規定を定めております。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

また、参考資料1として、次のページに第9条の委任の規定で定めております施行規則を、その後に、参考資料2として、制定内容の概要、旧過疎法からの変更点等についてつけさせていただいておりますので、参考とさせていただきます。

以上、第89号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。先ほど課長のほうから非常に詳細な説明してもらってよく分かったんですけど、具体的っていうんですかね、状況としてどうなるかなという点でも教えていただきたいんです。

参考資料の2をつけてもらってますのでよく分かるんですが、今回の新過疎法の中では、取得価格が従来の2,700万円が500万円までに下がるという非常に緩和された部分もあります。そしてあと、対象業種の中で、従来でしたらこの発展計画に云々の文言がなかったんですけど、今回そういう文言が入ったことと、それからあと情報サービス、コンピューターやインターネット関係の部分も、ある面では業種が広げられたのかなと思うんですけど、具体的な事業というよりも、実は今回の条例改正によって具体的に対象になる業種、業種というか、事業所が増えるか減るかという、その分での状況を教えてほしいんです。

○議長（廣納 良幸君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。まず、神河町全域が対象になってますということと、あと、対象業種が製造業というところで大変広い範囲になりますので、製造業は原材料なんかを加工することによって製品を生産する自動車工業であったりとか、また飲食の製造とかも幅広くなりますので、該当する業種であったりとか対象事業所は増えてくるものと思われま。

また、インターネットサービス業も、最近、大変大きく拡大しておりますので、具体的に申しますと、大きなところであったらヤフージャパンとかグーグルとかLINEなどのサービスを提供するような会社も該当するようになりますので。

あと、取得価格が最低500万まで引き下げられましたので、資本金等の要件はございますけども、旧過疎法と比べましたら間口が広がったような状態になってると思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第89号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第89号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第9 第90号議案及び第91号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第9、第90号議案、神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件、第91号議案、神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第90号議案及び第91号議案につきましては、関連がございますので、一括で提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

第90号議案は、神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件で、第91号議案は、神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月で成立したことを受け、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、マイナンバーにひもづく個人情報に係る情報提供、ネットワークシステムの設置、管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に移ること及び番号利用法を引用する条例の条項に号ずれが生じることから、改

正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

2 議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第90号議案について、討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

これより第90号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第90号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第91号議案について、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第91号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第91号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第10 第92号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第10、第92号議案、神河町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第92号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、条例の趣旨である3か年度の課税免除の期間をより明確にし、神河町の地域経済を牽引する事業所誘致を推進するため、改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） それでは、詳細説明をいたします。本議案は、神河町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正を行うものでございます。

議案書の次のページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。課税免除第2条につきまして、課税免除期間についての一部改正を行うものでございます。

この条例の課税免除の対象は、事業で使用する工場等の建物とその敷地部分の土地となっております。ところが、事務所などを併設している場合はその部分を除外しますので、操業を開始していないと免除対象面積の特定ができないため、土地の取得と建物の取得、操業開始が年をまたぐ場合に、初年度に土地だけが課税されるものの免除ができないということになりまして、3年間のうちの初年度の課税免除が受けられないというケースが想定されます。そこで、「課税がされることとなった年度から3年度分」という文言を「操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分」という文言に改正することにより、条例の趣旨であります3か年度分の課税免除の期間を明確に示すためのものでございます。

以上が提案理由でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。先ほどの説明、ちょっと具体的な事例等の中で説明をお願いしたいんですが、例えば土地を取得して、それは事務所じゃない、全て敷地という理解の中で土地を取得しまして、それから4年後に操業を開始した場合、それぞれ土地の固定資産税、それから家屋、もしくは償却資産等の減免はどうかというのを具体的に教えてほしいんです。

○議長（廣納 良幸君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。固定資産税の減免というところで、税務課のほうの実務を担いますので、こちらから説明させていただきます。

まず、土地を取得した年ですね、その次、こちらのほうの条例にも、次の建物は土地を取得してから1年以内に建物等の着手しなければならないということになっております、元の条例が。まず、土地を取得して、その次の1月1日までに建物が完成しない場合は、次の年の年度1年目、土地だけの課税になります。よって、あと、課税免除につきましては、事業の用に供した敷地になっておりますので、事業の用に供したというところ

ころで操業を開始していないと、どの部分がどっちが該当するかというところが認定できませんので、免除はいたしません、課税のみになります。先ほど4年後に操業とおっしゃいましたので、議員のほうが。もし2年目、3年目が長引いて、着手はしてるけども完成してない場合は土地だけが課税になりまして、減免もない状態です。賦課期日の1月1日現在に操業を、次、4年目に開始しておりましたら、その確認した上で、操業をしている工場の敷地の部分ですね、土地が該当する部分。こちらのほうも事務所等をもし併設してる場合ですね、工場の一部に事務所とかが入ってるところもあったりすると思うんですけども、その場合は事務所は該当しないということになっておりますので、操業を開始した時点で敷地の面積を確定しましての課税になりますので、課税した年度からの免除を土地と建物等を一緒にするという形になります。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。再度確認ですが、先ほど言いましたように4年後に操業したときですね、ほんで、あくまで事務所等の対象外になる土地がないという前提の中で教えていただきたいんですけど、4年後に操業しました、操業以降1月1日が来ましたので、その時点から3か年は、土地も、それから家屋等の償却資産ですね、そういうのを併せて減免の対象になるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

それから、もう1点、今回そのように改正をされるわけですが、これまでの条例の中で、そういう部分との、新しい条例との改正の中で、どういうんか、不合理というんかな、どういうんか、整合性が取れんような事例があったかなかったか。その点も、この新しい条例を用いることによって従来の取扱いと変わってきますのでね、そういう不整合な部分が過去実態としてあったかなかったかどうか。もしもあるとすれば、その辺の是正というんですか、遡及の条文がないので、恐らく適用がなかったんだろうと思うんですが、あった場合、何か考えておられるのか、その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。まず、1つ目の三谷議員の質問にお答えさせていただきます。

減免の対象は、土地と家屋等償却資産が課税になってから3年間減免になります。そこを明確にするためにということで、操業開始というところの改正に至っております。

今回その改正に至った理由としましては、今まで、2つ目の質問で、それまで該当がなかったかということでしたけども、該当はございませんでした。ただ、先ほど第89号議案で提案させていただきました過疎法による固定資産税の課税免除ですね、その制定をしてる段階で、引用条例、引用法令を確認しておりましたところ、この過疎の条例の第8条のほうに、こちらの地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の規定による課税免除の適用を受けるものについては適用しないという規定を過疎のほうで設けておりますので、こちらの条例のほうも、もう一度中身を確認して

おりましたところ、先ほどひと・まち・みらい課長のほうから説明がありました疑義が税務課のほうで生じたので、税務課からひと・まち・みらい課のほうに話を持っていかせていただいて、協議を持たせていただいて、今回の改正に至りました。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第92号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第92号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第11 第93号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第11、第93号議案、神河町過疎地域持続的発展計画の策定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第93号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町過疎地域持続的発展計画の策定の件でございます。そして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、令和3年3月31日に公布され、翌4月1日に施行されました。これに併せて、本町が同法に基づく過疎地域として公示されたことから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この計画は、同法第8条第7項の規定に基づき、兵庫県とあらかじめ協議を行っております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、

第93号議案、神河町過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、詳細を御説明させていただきます。

まず、計画の策定に当たっての経過について御説明を申し上げます。

特別措置法の制定でございます。平成12年に施行された過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月に法期限を迎えたため、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月に施行されました。あわせて、過疎地域をその区域とする市町村等の公示が行われました。兵庫県下では、神河町を含めまして7市町村の全域、それから6市町村の12区域が過疎地域とみなされる区域、いわゆる一部過疎でございますが、の指定を受けたところでございます。

この法律の目的でございます。人口の著しい減少等に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用の機会の形成に寄与することとされてございます。

この目的に沿って策定しました過疎地域持続的発展計画は、県が作成しております兵庫県過疎地域持続的発展支援方針、これを指針としまして、地域の持続的発展に関する現況と問題点、そしてその対策、目標等について定め、その取組、推進により過疎地域から脱却し、非過疎地域となることを目的とするものでございます。これにより、同法に基づく財政上の特別措置、いわゆる過疎対策事業債の発行が認められているわけですが、それから、先ほど来もありました地方税の課税免除等のその他の特別措置が受けられることとなります。

御承知のとおり、過疎法につきましては、財政運営を支援する法律ではございません。その名のとおり、持続的発展支援法でありまして、財政支援の措置を受けることを目的とした計画を策定するものではございません。

次に、当町が指定された過疎地域の要件について御説明をいたします。

過疎地域の指定は、まず1点目としまして人口要件、それから、及び2点目が財政力の要件に該当する市町村となつてございます。1番目の人口要件ですが、平成2年の国勢調査から平成27年国勢調査までの25年間の人口減少率が21%、これは人口減少市町村の平均値でございます、21%以上であること。それから、2点目の財政力要件は、平成29年から令和元年までの3か年の平均の財政力指数でございますが、これが0.51、これも市町村の平均値でありまして、0.51以下であり、かつ公営競技収益が40億円以下であることということになっておりまして、これらの要件のところ該当するものでございます。

次に、計画の内容につきまして御説明を……。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事、ちょっと待ってください。

あと続きますので、これで午前中の議案審議は、途中ですが、終わり、昼食のため休憩をしたいと思います。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

説明の途中で昼食休憩に入ってしまった、申し訳ございませんでした。

午前中に引き続き、黒田総務課財政特命参事、説明を続けてください、お願いします。

どうぞ、黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。少し、アクリル板がございますので、マスクのほうを外させていただきます。

午前中につきましては、過疎の要件につきまして御説明をさせていただきました。続きまして、計画の内容につきまして御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、目次のほうをお開きください。内容につきましては、1から14までの項目立てで構成をしてございます。

項目1でございます、基本的な事項でございます、持続的発展の基本方針、それから、基本目標を中心に計画の基盤となる事項を定めてございます。

項目2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から項目13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項までは、それぞれの項目の現況と問題点、その対策、そして計画、そして公共施設等総合管理計画等との整合を記述をいたしてございます。

項目14の事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分は、特別事業としまして、ソフト事業になりますが、これの一覧で、備考欄等に事業内容とその効果が一過性でない旨の記述をしてございます。

少し繰り返しになりますが、過疎法は財政運営支援法ではなく、その名のとおり持続的発展支援法でありまして、財政支援措置を受けることのみを目的とした計画策定ではございません。特に新法におきましては、ハード事業は公共施設等総合管理計画への適合義務が課せられていること、それからソフト事業につきましては、先ほど申し上げたように、効果が一過性である事業につきましては、事業計画の対象外とするということが追加をされてございます。これらの法の趣旨を踏まえまして、現況と問題点、その対策、持続的発展につながる事業計画と目標設定、そして公共施設等総合管理計画等との整合に留意をしながら計画策定の作業を進めてきたところでございます。

それでは、計画の各項目につきまして御説明を申し上げます。

項目1、基本的な事項でございます。1ページから7ページに町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況を記述をしてございます。

4ページ、5ページのほうを少し御覧をいただきたいと思います。人口の推移と動向でございまして、国勢調査において平成2年の実数は1万4,492人、平成27年の実

数につきましては1万1,452人、減少数は3,040人、減少率は21%の減となっております。

続いて、5ページの人口見通しでは、町独自の推計、社人研の推計とともに、令和7年を転換点としまして、1万人を下回る推移となっております。

続いて、6ページの財政状況では、令和元年の財政力指数が0.404%となっております。

次に、7ページから9ページを御覧ください。地域の持続的発展の基本方針でございまして、第2次神河町長期総合計画の基本構想・基本計画、そして神河町地域創生総合戦略を基盤としまして、その整合性を図りまして、人口減少により過疎化が進んでいる地域の活性化、持続的発展に向けたまちづくりを展開していくというふうにしてございます。

続いて、基本目標につきましては、長期総合計画のまちづくりの将来像を「ハートがふれあう住民自治のまち」とし、3つの基本的な考え方「ハートが安らぐまちづくり」「ハートが賑わうまちづくり」「ハートが繋がるまちづくり」を基本として、6つの基本目標（6本柱）としてございます。

そして、本計画の核になります人口に関する目標でございます。令和2年、町独自推計の1万670人を基準としまして、移住・定住施策等による転入の増、転出の抑制等を図りながら社会減のペースを緩やかにして、減少数650人以下に改善をさせ、転換点になります令和7年人口が1万人以上を維持することを目標といたしました。

そして、この計画の期間は、県の過疎地域持続的発展支援方針に基づきまして、令和3年4月1日から令和8年の3月31日までの5か年としております。

財政運営の持続化に直結します公共施設等総合管理計画との整合では、これまでに整備してきた公共施設やインフラ資産の改修・更新に今後多額の費用が必要になってくることから、特に新たな施設については、当該計画であります過疎地域持続的発展計画の方向性との整合を図りながら極力抑制するとともに、人口規模に即したコンパクトで効率的な施設整備を検討していくこととしております。

続いて、9ページから13ページ、項目2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成でございます。

1点目の現況と問題点は、移住・定住、地域間交流の促進、人材育成の項目ごとに記述をしまして、第1期地域創生総合戦略の課題を踏まえまして、若者の定住、観光交流人口と関係性の促進、地域おこし協力隊をはじめとする人材育成の現況と問題点を上げ、10ページ、2点目のその対策でも項目ごとの記述をしております。引き続きまして、出生数80人目標、関係交流人口としての観光入り込み100万人目標に必要な事業、空き家を利活用し、宿泊業や飲食業、コワーキングスペース、サテライトオフィスなど、これらをはじめとした創業支援を進め、移住・定住につなげていくこととしております。

10ページから13ページでございます。3点目の計画でございまして、空き家の活

用事業、宿泊業、飲食業、コワーキングスペース、サテライトオフィスなどの創業支援事業等を掲載し、人材育成では移住プランナー、定住支援員事業などを掲載をしてごさいます。過疎地域の持続的発展特別事業については、事業内容、必要性、事業効果を掲載し、以降の項目につきましても共通となっております。また、令和3年度から令和7年度の設定目標として、移住者数、空き家活用、若者住宅施策、地域おこし協力隊等を上げてごさいます。

4点目の公共施設等総合管理計画との整合では、平成28年に策定しました神河町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、必要な事業を適正に実施していくとともに、事業に該当する類型施設がある場合につきましては、その方向性等がある場合はその旨を記述し、以降の項目についても共通して掲載をしてごさいます。この項目につきましては、公共施設等総合管理計画との整合関係は該当がありません。

次に、14ページから19ページ、項目3、産業の振興でごさいます。現況と問題点とその対策では、農業、林業、水産、観光、商工業、企業誘致、情報通信産業の広範囲にわたっての記述で、神河町の基幹産業である農林業では、農業では集落営農、認定農業者等担い手基盤の強化、林業では間伐年間300ヘクタール目標、観光では交流人口100万人の取組、商工業ではポストコロナを踏まえた新たな働き方、生活環境の多様化、企業誘致では高次産業化、雇用の創設につながる企業支援、テレワークやサテライトオフィスなど多様な企業の促進と情報通信産業との連携など、重要事項の記述となっております。

17ページから18ページは計画と設定目標で、農林業の基盤整備、施設整備事業、企業誘致として民間連携での粟賀小学校跡地整備事業等を上げ、観光入り込み数、間伐施業面積、新規就業者数等を設定目標にしてごさいます。そして、産業の振興の項目では、過疎地域のその他の特別措置として、産業振興促進事項を上げてごさいます。近隣市町や同様の取組を行う自治体、播磨広域連携協議会等との連携を図っておりながら、地域資源を生かした多様で魅力ある産業づくりを進めていく必要があり、減価償却の特例及び地方税の課税免除、または不均一課税等に伴う措置を適用し、企業誘致に取り組むこととしてごさいます。

産業振興促進区域及び振興すべき業種につきましては、19ページに掲載のとおりでごさいます。

続きまして、19ページから20ページ、項目4、地域における情報化でごさいます。

ケーブルテレビ施設についての記述をしてごさいます。計画は、機器の更新や施設修繕等を上げてごさいます。

次に、20ページから24ページは、項目5、交通施設の整備、交通手段の確保でごさいまして、道路、橋梁、林道、公共交通等、主にインフラ整備について記述をしてごさいます。特に公共交通、コミバスにおいては、デマンド型交通の導入による効果的で効率的な運行を行うこととしてごさいます。

21ページから23ページは計画でございます、道路改良、橋梁長寿命化修繕等インフラ整備、そして特別事業では、公共交通としてコミバス運営や長谷駅利用促進事業を掲載をしております。

次に、24ページから27ページでございます。項目6、生活環境の整備でございます。上下水道、廃棄物処理施設、消防・防災、公営住宅等の生活環境について記述をしております。特に、近年多発する大規模自然災害への対応、体制整備を進めることが重要であるもので、消防組織の連携強化、避難所の整備、緊急輸送路の確保、緊急資材の備蓄及び管理等の課題解決を図っていく必要がございます。また、環境保全では、省エネ法及び温暖化対策法に係る第3次地球温暖化対策実行計画事務事業編でございますが、に基づきまして、公共施設の省エネ対策の実施等でCO₂排出量削減に向けた取組を進めることとしています。

続いて、27ページから29ページでございます、計画と目標設定でございます。水道、下水は施設維持管理事業、次期ごみ処理施設建設事業の負担金や消防署の建て替え整備事業、そして特別事業では、防災無線の管理事業、防犯灯の整備、地球温暖化対策推進事業等、その他の事業としまして、合併浄化槽維持管理事業、特定空家除去事業などを掲載をしております。設定目標では、防災士、防犯灯、防犯カメラの設置の数などを掲載し、安全・安心の環境整備を推進してまいります。

次に、30ページから34ページでございます。項目7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございます、子育て環境の確保、保健福祉についての記述で、少子高齢化対策として新型コロナウイルス等を踏まえた感染症対策等の重要な記述となっております。保健福祉行政を通じた地域力の回復、持続化を図っていく必要がある旨を記述をしております。

計画設定目標につきましては、32ページから34ページで特別事業を掲載し、児童福祉、高齢者・障害者福祉に関する各種事業を上げてございます。

次に、34ページから37ページでございます、項目8、医療の確保でございます。公立神崎総合病院を中心にしまして、医療体制の整備、確立についての記述をしております。

次に、37ページから38ページは、項目9、教育の振興でございます。生徒数の減少と学校施設の修繕等の問題と、その対策やGIGAスクール構想の推進等について記述をし、38ページ、計画には、学校施設、社会教育施設の修繕事業等を掲載をしております。

次に、39ページから41ページは、項目10、集落の整備でございます。人口減少による地域コミュニティの問題や集落施設の老朽化問題、そして、その対策としての地域自治協議体の設立等を記述をしております。

39ページから40ページは、計画として、特別事業として地域自治集落の維持に資する必要な事業を掲載をしております。

次に、41ページから42ページは、項目11、地域文化の振興等でございます、計画では街並み環境整備事業、町史の編さん事業等を上げてございます。

43ページから44ページは、項目12、再生可能エネルギーの利用の推進で、再生エネルギー基本計画の策定、推進について記述をし、項目13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項で、公共施設等総合管理計画の更新、見直しについて、個別施設計画の作成を掲載をしております。

最後になりますが、45ページから48ページは、項目14、事業計画、過疎地域持続的発展特別事業ソフト事業分の一覧でございます。備考欄に事業内容とその効果が一過性でない旨の記述をしております。人口減少社会における過疎問題につきましては、特効薬はございません。一つ一つの取組を継続して取り組んでいくことが肝要であると思っております。そのため、過疎地域持続的発展計画は、過疎地域自立促進計画の継続、継承を踏まえ、それをさらに発展させていくという観点を持って進めてまいりたいというふうに思っております。

また、計画に掲載しました事業につきましては、実施に必要な経費について、地方債、過疎対策事業債をもってその財源とすることができるとされておりますが、掲載しております全ての事業を、地方債を財源として行うものではございません。その活用につきましては、県の協議を踏まえ、引き続き財政収支見通しや実質公債費比率などを考慮をして、有効的に進めてまいりたいというふうに思っております。

最後に、本計画の策定に係る県への協議につきまして、本計画に異議のない旨の回答をいただいていることを申し添えまして、詳細説明のほうを終わらせていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議のほうをお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。この計画につきましては、大変多くの分野にわたりまして、たくさん内容について計画されていますこと、大変敬意を表したいと思います。

ところで、少し私自身、分からないところがありますので、お尋ねいたします。16ページ、(2)その対策の中のイ、林業の中で、今後いろんな整備はされるということですね、森林整備とか林道などの路網整備とか、それから機械の導入等、それから基盤整備等、あるいは森林の造成とかバイオマス発電施設での有効活用等々、整備ということがたくさん出てきますけども、それぞれの整備について年次的な具体化が必要ではないかと思うんですけれども、こういう年次的に、この年度はここまでやるんだというようなことはどこかに表れてくるんでしょうか、お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず、私のほうからは、全体的なそういった計画がどうあるかといったところについて、少し御回答をさせていただきたいと思います。

本計画の部分の年次的なものにつきましては、総体的な、総合的な財政の運営上のフレームの中で定めていくということにしております。そして、先ほども申し上げましたように、この全ての事業が過疎対策事業の支援を受けれるというよりも、それができるというようなところは現実的な話ではないので、したがって、この有効に活用していくという観点の中で、年次的なもの、全体の過疎対策事業につきましては、そういったところの基本的なところの考え方部分で年次計画等を作成して、その年度年度ではかのいろんな事業等、財源等も活用しながら、この過疎計画を進めていくというふうなところが基本的な考えでございます。以上でございます。

それで、具体的な林業分野の部分で計画があるのかにつきましては、地域振興課長のほうがお答えをさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課長。

○地域振興課長（前川 穂積君） 地域振興課、前川でございます。議員御指摘のございました16ページの林業に関する計画の内容につきましては、主立ったものが、右側17ページの事業計画の表に基盤整備等のところで、林業であれば広域基幹林道千ヶ峰・三国岳線工事負担金、以下こういうふうになって上がっております。

今回のこの計画につきましては、令和3年度から令和7年度までにこの計画を上げるという全体の分が掲載をしておりますけれども、年度ごとの執行に当たりましては、それぞれの年度に、例えば3年度に千ヶ峰・三国岳線を幾ら何ぼ、4年度には幾らというような形で順次計画を立てて進めてまいります。

ですので、その実施ができるかできないかといったところで、財政との協議ももちろん必要になってくるわけでございますけれども、年度ごとに今年これをやる、これをやるという5年間の割り振りを先につくっておいて、その中で執行をしていくという流れになります。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。年次的にこの計画を継続していただけないかということだと思います。

次に、18ページですけれども、観光事業計画のところですが、設定する目標で、観光入り込み数とか耕作放棄地の面積とか、いろいろ項目が書いてありますけれども、それが令和3年から7年にかけて、観光入り込み数であれば70万人が90万人にと増やしていくという、これは目標だと思うんですけれども、これもここまで、令和7年にはこの数字に達成するという意味に私は捉えるんですけども、そこへ行くまでの手順ですね、各年度において手順、あるいは具体的なものはまだ、それぞれ組織の中あるいは担当の中で、表示というか計画をされていくということに理解してよろしいでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず、設定する目標につきましては、この目標設定というのは、新たな法律の部分で追加になったものでございます。それは、前回の過疎計画等を踏まえた中で、なかなか過疎地域からの脱却ができていないのが全国的なところでありまして、少しそういったところで、過疎の脱却を目指すといったところで、何かしら事業的なところ、数値あるいは定性的、定量的でも構わないのですが、そういった設定目標を持ってやって、取り組んでいき、そして、この計画年度の最終年度には、この過疎計画がどれぐらい進捗して、どれぐらいの効果があったのかといったところで、今後の全体の過疎地域の在り方みたいなところが問われてくるのかなというふうに思っております。

私どもの、実際にこの本計画につきましては、総合計画と地域創生の総合戦略を踏まえた中で網羅をしているところでございまして、それらの目標は、それらの目標の中でいろいろと設定目標というのがあろうかとは思いますが、この過疎計画を進めるに当たっては、一つ目標であるからこうならなくても、達成しなくてもいいということではなしに、この目標を設定した限りにはそのように到達するように努力をしていくといったところで、それぞれの各担当の分野で、少しそういった目標達成のところについては計画あるいは戦略を持って取組をしていただけたら、総合的には過疎の脱却に一步近づいていくのではないかとというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島委員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。私なりには、目標のための手順として具体的なものが、年次的にそれぞれの分野でなされていくというふうに捉えておきたいと思います。

3回目ですけれども、36、37ページにおきまして、これも目標ですけれども、医療の確保についての目標になると思いますが、36ページのところは1日当たりの入院患者数と、それから37ページが、その続きとして、エックス線件数とかCT件数とか上げてありますけれども、今、病院の経営、非常に厳しいと聞いております。それで、今のままでいけば、ここまでの数字の目標に行くまでには本当に難しいんじゃないかと思うんですけれども、これを達成するために見込みとしての目標を上げてあるのには、何かしらの基礎データがあるんじゃないかと思うんですね。こういう基礎データがあって、こういうことだから、令和7年度には1日の入院患者数が120人に達しますよ、その目標ですよという意味に私は捉えるんですけども、その基礎的なデータというのはどの辺りから引っ張ってこられたのか、参考にされたのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの議員の質問にお答えをさせていただきます。

確かに、議員おっしゃるように、令和7年度の1日当たりの入院患者数122というのは大変厳しいのではないかというふうなところだと思います。実際には、この数値を算出するに当たりましては、ここ20年間ぐらいの数値を一応確認をさせていただいております。例えば入院患者数で申し上げますと、平成19年度ぐらいまで、年間で4万6,000人から4万8,000人ぐらいの入院患者数があったというところでございます。1日当たりになると126人とか、そういうふうな数値になっております。

この120人程度の数値と申し上げますのは、安定した経営運営の目標数値と病院は捉えておまして、できるだけその数値に近づいていきたいという目標を持って、この数値を上げさせていただいております。外来患者数とか検査件数等についても、同じような数値から引っ張りをさせていただいております。ただ、エックス線の件数でありますとかCT件数、MRI件数等については、マンパワーの問題であるとかということで、やはり1日当たりの件数というのが限られてきますから、それはその数値を引用をさせていただいているというところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 質疑の途中ですが、藤田地籍課長が、調査現場において急用が発生したので、少しの間離席されますので御了解願います。

ほかに質疑ございませんか。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。人口減少対策また若者の定住なんですが、まず、過疎においてはやはりこれが私は一と思うんですが、いろんな対策が今、計画の中に上がっておりますが、3ページに書いてあります中の今後の見通しの中で、地域特性を生かした町独自の施策を展開するという項目が上がっておるわけなんですが、やはり私は、町独自の事業というか対策の中で町の魅力を発信するということは大事だろうと思うんですが、この対策、計画の中で、こういうことを生かした中で、これはぜひともやりたいとか重点だというような思いがあるのであれば、ちょっと聞かせていただきたい。

○議長（廣納 良幸君） ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。議員御指摘の御質問に、回答になるのかどうか分かりませんが、少しお答えさせていただきますが、まず、例えば企業誘致なんかにおきましては、本町の特性を生かした計画というものを現在つくっておまして、それはどういうことかといいますと、やはりきれいな清流が流れるということを、水を生かしたそういう産業の誘致であるとか、あるいは但馬、播磨の交通結節点といいますか、大都市からも近いアクセス等、そういうことを生かしました、例えば流通の誘致でありますとか、主要産業であります農林水産業、特に農業等の事業所の誘致ということもあろうかと思っております。

地域創生の総合戦略にも入れておりますけれども、まず、大企業を誘致しても、すぐ若者の定住ということにはなかなかつながっていかないという現状がございまして、そ

こら辺を生かしていくために、今回のこの過疎の中にもいろいろと書かせていただいておりますけれども、サテライトオフィスでありますとかコワーキングスペース、こういうふうな補助制度もつくってございまして、若い方々、一旦町外へ出られるんですけども、また帰ってきていただいて、新たに起業していただくとか、操業を開始していただくとか、そういうふうな可能性をできるだけ自己実現していただけるような形での制度というものも現在整えさせていただいているところでございます。

そういうふうなことを踏まえまして、地域特性ということで、特には移住・定住プラス仕事づくりというところを中心に今は考えていきたいということで、計画の中では盛り込みをさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。町の思い、特性を生かす思いは分かりますけれども、果たして若者が定住する事業ということになれば、本当にそこまでしっかりと行政が考えていかなければ、若者はいつまでたっても出ていってしまう。過去にも企業誘致という名目の中で、いろんな事業がなされております。今回も過疎債を使ったりして事業が進められて、雇用とかそういうものは生まれてきたんですけど、なかなか若者の雇用までつながらない。そういうことで、やはり若者が狙っているのは、働ける、できれば優秀いますかな、優良企業的なものを望んでおります。

そこで一つ聞きたいんですが、17ページに企業誘致のところで土地の利用計画、あのときに私も質問したんですけど、ここに書いてありますのは、土地利用計画の中で何点かあのとき候補地が上がっておりました。その候補地の整備をして受入れ体制をという質問したんですけど、あのときは何かちょっとあまりはっきりした返事は返ってきませんでした。

今回ここに、その整地をしてという項目で私は解釈するんですが、これはその方向で受け手の起業体制をしようとする、5年かかるか何年か分かりませんが、できれば早い時期にこれはぜひともやらんことには、いつまでたっても若者が出る、年が1年、2年なれば多く出ていってしまうので、これは早急に、5年計画じゃなしに今すぐでもやろうという思いでやっていかんことには、若者定住は望まれないと思います。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。ありがとうございます。議員御指摘の点、私も同感であります。

一番、企業さんが来られて、引き合いがあって、企業を立地してもらうために一番不足してるのは用地の確保というところでございます。そういう点で、町内でも、いろいろ土地利用計画の中でも、幾つか過去に各区のほうから出していただいた案ですとか、そういうものを位置づけはさせていただいてるところです。それを具体的に活用していくということにつきましては、事業、計画をしていただける事業者さんというのをやっぱり確保、獲得して、そして事業化に向けていくということが基本に今考えてるとこ

ろなんです、そこら辺は待ってはいなかなか進まないというふうな御指摘も受けているところでして、現在は精力的に企業誘致もしておりますけれども、その方策の方向性について、現在ちょっと進めてるところでございます。

少し具体的にこういうことをやりますというのは、現在のところはちょっと出せるものはないんですが、何とか前向きに取り組んでいきたいということで考えております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。いつも同じような答弁が返ってきます。しっかりやはり行政として、課長の答弁だけなんです、本当に職員、若いもんとかほかの方がどういうふうに思うとんのか、この過疎債、特に若者定住、企業、雇用ということに関してはしっかりと考えていかんことには、ただ5年計画です、こうです、過疎がもう定着してしまった、当たり前という思いが持たれないように、行政側としてしっかりと努めていただきたい、よろしくお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） その点、十分肝に銘じまして、何とか取り組んでいけるように頑張っていきたいと思えます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかに質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点、お尋ねというか確認をしたいんですが、確かに新過疎法なりこの持続発展計画については、先ほど黒田参事が説明されましたように、財政支援のためのものではないということは十分理解しとるんですが、やはり神河町が持続発展していくためには、交付税に算入されるような辺地債とか過疎債とか十分フルに活用していかなあかんという思いでおります。

その中で、先ほどの小島議員の質問の中で、これは黒田参事の揚げ足を取るとか何か、言葉尻を拾うような話で申し訳ないんですけど、この事業の部分については全て過疎債では対応できないというような表現がありましたので、その意味が、過疎債についても当然発行枠があるので、これだけのこの計画に書いてある全ての事業ができませんという話なのか、個々の事業について対象になる事業あるのかないのか、そのどちらかかと思えますので、その辺の分を明確というんですか、はっきりしておきたいのでお願いをしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。議員御指摘のとおりで、私のほうの答弁が舌足らずといったところで、少し紛らわしいような言い方になったというところでおわびを申し上げたいと思えます。

基本的にはこの過疎計画に掲載をしていって、それはそれぞれの財源の枠がありますが、その中で過疎債の対象になっていくということでございまして、この中に上げ

た事業が、もう最初から過疎の対象にならないものも上げてるということではございません。基本的にはここにまずは計画として事業を上げていく、そして、その中で枠の範囲の中で、そういった必要な分を過疎債を有効に活用していくということでございます。よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。午前中の第89号議案の過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の部分があったんですけども、その参考資料の2に上げてある業種というのが、この計画の19ページの一番上段ですね、(1)のところですか、これに該当するというふうに解釈すればいいんでしょうか。そうすると、神河町全域の全ての製造業、情報サービス業、農林水産物の販売業、旅館業が全て対象になるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。議員おっしゃりますように、こちらに書いてあります神河町全域のこの業種が該当するようになります。しかし、法令のほうで取得価格であったりとか、あと資本金等が定められておりますので、そちらのほうを加味した上での該当になります。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） ありがとうございます。

それと、計画の期間が5年間ですか、あるんですけども、この計画全体の見直しですね、例えば次年度以降で新規事業が出てきて、それを過疎債の適用にしたい、そういう思いが町にあったときに、この計画の見直しが可能なかどうか、それを教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まずは基本的には、策定した計画に基づいたところで進めていきたいということでございます。その中で、事業の内容でありますとか計画の内容の変更、議員がおっしゃられるようなところが出てきた場合については、これはまた計画協議ということで県のほうと協議をしていながら、そして変更についてまた議会のほうに諮らせていただくというふうなことになろうかと思っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第93号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立多数であります。よって、第93号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課長。

○地域振興課長（前川 穂積君） 地域振興課、前川でございます。午前中の報告第6号におきまして、栗原議員さんからありました御質問に回答ができませんでしたので、ただいまお時間頂戴しまして回答させていただきたいと思っております。

雑損失のクレーム処理料の内訳が具体的にどのようなものかという御質問でございました。その前に、私の説明でマルアイのクレーム処理料ということをご報告申し上げましたが、1点だけ50万円ということになっておりましたので勘違いをしておりましたが、マルアイほかということで、複数のクレーム対応の処理料ということになります。その中の主なものとしまして、マルアイでございますけれども、助六のすし、これの消費期限の日付を間違っておったことにより、全店舗から約600パックのこのすしを、その店の売値で回収をしております。この1件だけで約20万円の処理料、これがかかっております。このようなミス等によるクレームが複数回あったということで、合計50万円という雑損失は計上しております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） それでは、日程に戻ります。

日程第12 第94号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第12、第94号議案、兵庫県市町交通災害共済組合の解散についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第94号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、兵庫県市町交通災害共済組合の解散についてございまして、地方自治法第288条の規定により、令和4年3月31日限り兵庫県市町交通災害共済組合を解散することについて協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるところでございます。

提案の理由は、近年、交通災害共済への加入人員が減少しており、厳しい事業運営状況のため、平成29年度に全構成市町による検討委員会において協議した結果、行政が実施する交通災害共済事業としては一定の役割を終えたとの判断から、令和4年3月31日をもって兵庫県市町交通災害共済組合を解散することで合意いたしました。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑ないようでございます。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第94号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第94号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第13 第95号議案及び第96号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第13、第95号議案、兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、第96号議案、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更についての2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第95号議案及び第96号議案につきましては、関連がございますので一括で提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

第95号議案は、兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてで、地方自治法第289条の規定により、令和4年3月31日限りで兵庫県市町交通災害共済組合を解散することに伴う財産処分について協議するため、また、第96号議案は、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更についてで、地方自治法第286条第1項の規定により、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部を変更することについて協議するため、いずれも同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由は、第94号議案で提案させていただいたとおり、令和4年3月31日をもって兵庫県市町交通災害共済組合を解散することに伴い、その財産処分について全構成市町による検討委員会において協議した結果、共済組合で設立されている基金につきましては構成市町の分配を均等割で3割、構成市町の各累積加入人員による分配を7割とすること、令和4年3月末における歳計現金については構成市町で均等に分配することで合意いたしました。また、解散した場合の事務継承及び決算審査が必要なことから、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部を変更するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。詳細につきまして御説明いたします。

まず、95号議案は、兵庫県市町交通災害共済組合の設立基金の分配についてでございます。平成29年度に開催された加入市町による検討委員会において、基金残額については加入市町で分配すること、その方法は、均等割3割と累積加入人員割7割で行うことが決定されました。均等割の比率3割については、昭和43年度の組合設立時から平成19年度末までの全加入市町の共済掛金から共済見舞金を差し引いた累積額、これが約23億円でございました。それに対して、平成19年度末までに脱退した市町の掛金から見舞金を差し引いた累積額、これが7億円ございまして、その7億円の割合、これが3割であったことから、均等割を3割、残りの7割が累積加入人員割とされたものでございます。言い換えますと、脱退された市町の基金残額相当分が全体の3割でありまして、これを均等割に充当したということでございます。累積加入人員については、県内市町の合併が落ち着いた平成20年度から29年度までの10年間の加入人員とすることとなりました。累積加入人員は、全体で187万6,945人、うち神河町は5万5,348人で、全体の2.9%でございます。それによって算出された各市町の分配額がここに記載の金額でございます。設立基金の残額、(1)の豊岡市から(19)の新温泉町までの合計額は8億2,695万3,490円で、うち神河町への分配は、(14)にありますとおり3,012万7,003円でございます。内訳は、均等割が1,305万7,161円、累積加入人員割は1,706万9,842円でございます。

なお、この分配金については、町で基金を設置し、住民が拠出された交通安全のための交通事故に備えた掛金でありますので、そういった交通安全施設の整備等、町の交通安全施策に活用したいと考えております。

また、議案書の2に記載をしておりますが、令和4年3月末における歳計現金については、上記の19市町で均等に分配することとなっておりますが、詳細金額については今のところ未確定でございます。

続いて、第96号議案ですが、組合が解散した後に残る事務を承継するために、組合規約の一部を変更するものでございます。解散後に行う事務としましては、決算資料の作成や決算監査、あるいは関係資料の構成市町への送付などがございます。事務の承継については、現在、兵庫県町村会長に佐用町の町長が就任されている関係で、佐用町にその事務を承継していただくことになっております。

次のページの新旧対照表を御覧いただきますと、第14条として新しい条文を加えることとしておりまして、先ほど申し上げましたように、第1項で佐用町が事務を承継す

ること、2項では組合の決算については、佐用町の監査委員が審査を行い、佐用町の議会の認定に付すこととなっております。

以上、第95号議案及び96号議案の詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方お願いします。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。説明の内容についてはよく分かりました。経緯もよく分かったんですけども、その中で、課長の説明で、この3,000万余りの分配金について、令和3年度末ですので令和3年の補正予算になるのか、令和4年の当初予算になるのか分かりませんが、基金を設置してということがあったと思うんですけども、この交通災害共済組合の保険というのは、今、課長の説明もあったように、やはり町民の方々が、当時愛称として恐らく私の記憶では1日1円保険みたいな、そういう愛称があったと記憶しています。気軽に入れる保険ということで、この10年間でも累積5万人を超える方々が神河町の方も加入されてた、そういう大事なお金なんですね。ですから、その大事なお金を、基金を積まれることはそれはそれでいいと思うんですが、その使い道なんですけども、多くの方々が出資というか保険の掛金としてかけられたものが、幸い事故なく補償なかったので返ってくるお金ですから、何か町民の方々に見える形、皆さんの掛金を返してもらった分で、こういうこと、こういう安全対策やりましたみたいなことを、何か考えてほしいなと思うんですけども、その辺そういう思いを私は町に伝えたいんですけども、町のほうから何かコメントございますでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。澤田議員おっしゃるとおり、これは住民の方がこれまで拠出されてここに残っているお金ということで、全くおっしゃるとおりかと思えます。この使い道については、先ほども申しましたように、交通安全施策に活用していきたいというふうに思っておりますけども、正直申し上げまして、具体的な使い道というのは、今のところ、例えばカーブミラーの新設であるとか、その他交通安全設備の設置等々、毎年経費も一定ございますので、そういったものに活用はしていきたいというふうに思っておりますけども、もう少し、どういうんですか、特徴的な、もっとこの掛金がこれに使われたというふうな分かりやすいものがあればというふうに思えます。今後、総務課の財政担当とも相談する中で、そういった使い道についても検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 基金に積んで、そういう交通安全対策に使われること自体は、それはそれで意義あることやと思うんですけども、やはり私らがかけた掛金がこういう形で返っていったんやなど、よかったなと思ってもらえる、例えば子供たちの通

学安全にランドセルにつけるカバーですとか、中学生の自転車のそういう安全対策とか、そういう今から神河を担う子供たちの交通安全のために使いましたと、そういう発信を町としてしっかりと来年度予算に向けて考えていただいて、何かそういう町として町民の方々に思いを伝えてほしいなと思います。町長、いかがですか。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 澤田議員おっしゃるとおりでありまして、今後、見える形で活用できるように調整をして、予算に反映していきたいというふうに考えます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第95号議案について討論を行います。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第95号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第95号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第96号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第96号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第96号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開を14時30分といたします。

午後2時07分休憩

午後2時30分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

日程第14 第97号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第14、第97号議案、令和3年度神河町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第97号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町一般会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、歳入では、地方交付税、普通交付税で3億6,492万6,000円の増額で、補正後の総額が29億2,092万6,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金136万6,000円の増額、新型コロナウイルスワクチン感染症対応地方創生臨時交付金228万1,000円の増額、地域介護・福祉空間整備費等推進交付金530万6,000円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金127万7,000円の増額、新型コロナウイルスワクチン感染症緊急包括交付金142万5,000円の増額、ひょうご地域創生交付金365万3,000円の増額、寄附金、指定寄附金で500万円の増額、繰入金で公共施設維持管理基金1,500万円、ケーブルテレビネットワーク施設維持基金繰入金500万円の増額、神河ふるさとづくり応援基金は492万7,000円の減額、前年度繰越金が2億1,495万9,000円の増額で、補正後の総額が2億6,495万9,000円、諸収入では、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算金1,743万9,000円の増額、町債では、臨時財政対策債が8,111万6,000円の減額で、発行可能額が2億4,488万4,000円、今回の補正における財源調整として、財政調整基金繰入金の3,870万円の減額補正等でございます。

次に、歳出では、前年度繰越金の処分として、財政調整基金積立金1億8,667万3,000円、公共施設維持管理基金積立金1億2,650万円の増額、またケーブルテレビネットワーク維持基金積立金1,500万円、神河ふるさとづくり応援基金積立金500万円の増額、情報センター局舎の空調設備更新に係る設計委託料500万円の増額、旧大山小学校跡地公園整備附帯工事費750万円の増額、人生いきいき住宅改修等の助成費181万円の増額、地域介護・福祉空間整備費補助金530万6,000円の増額、公立神崎総合病院事業会計補助金が1億4,011万3,000円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種委託料で284万6,000円の増額、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったかみかわ夏まつり事業委託料500万円の減額、長谷小学校体育館屋根防水工事費で750万円の増額、公債費では、元金が1,849万5,000円の増額、利子で941万3,000円の減額補正等でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,957万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,274万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議

をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。アクリル板等がございますので、失礼をしましてマスクのほうを外させていただきます。

それでは、第97号議案の詳細説明をいたします。まず、6ページ、第2表、地方債補正をお開きください。1地方債の変更でございます。1、臨時財政対策債は、令和3年度普通交付税の算定結果によりまして確定したものでございまして、8,111万6,000円を減額し、限度額を2億4,488万4,000円とするものでございます。これによりまして、限度額の総額は6億8,438万4,000円でございます。21ページに地方債の内訳としまして別添資料を添付しておりますので、御確認をください。

続きまして、事項別明細書で御説明のほうをさせていただきます。9ページのほうをお願いをいたします。2歳入、10款地方特例交付金は、令和3年度普通交付税の算定結果により確定したもので、住宅借入金特別税額控除減収補填特例交付金4万2,000円の増額、自動車税減収補填特例交付金2,000円、軽自動車税減収補填特例交付金6万2,000円の減額でございまして、合わせまして2万2,000円を減額するものでございます。

続いて、11款地方交付税でございます。普通交付税で3億6,492万6,000円の増額でございまして、補正後の普通交付税は29億2,092万6,000円でございます。主な当初予算との乖離でございますが、基準財政収入額におきましては、法人税割額の減、そして基準財政需要額につきましては、地域デジタル社会推進費の創設による算定、農業行政費で、農業センサス等によります農家数の減に対する数値の急減補正、それから地域振興費等の単位費用、そして包括算定経費、人口の段階補正等の増額でございます。

続きまして、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。過年度分障害者自立支援給付費等負担金352万1,000円、過年度分障害児通所給付費等負担金23万4,000円、過年度分児童手当交付金3,000円、合わせまして375万8,000円の増額でございまして、令和2年度の実績報告に基づき追加交付されるものでございます。

続いて、2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金136万6,000円の増額でございまして、ワクチン接種期間の延長及び休日勤務に伴う医師等派遣委託料に充当するものでございます。なお、補助率につきましては10分の10でございます。

続いて、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は228万1,000円の増額でございまして、歳出における対象事業の減額、新規事業としまして新型コロナウイルス対応修学旅行支援事業等の増額等に

よりまして、事業間の財源充当の組替えをするものでございます。

2目民生費国庫補助金は、地域介護・福祉空間整備等推進交付金530万6,000円の増額でございます。小規模高齢者施設対象事業所におきまして、自家発電施設の整備に対する補助金でございまして、歳入歳出に計上し、事業所のほうに補助をするものでございます。

続いて、3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございまして127万7,000円の増額で、ワクチン接種期間延長に伴う経費に対するものでございまして、補助率につきましては10分の10でございます。

続きまして、4目土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金、定住促進分ということで12万4,000円の増額でございます。これにつきましては、若者世帯向けの家賃補助事業の増額に伴うものでございまして、その交付率は対象事業費に対して23%でございます。

続いて、10ページのほうをお願いいたします。16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は、過年度分障害者自立支援給付費等負担金87万4,000円、過年度分障害児通所給付費等負担金11万7,000円、過年度分障害者医療費負担金7万5,000円、過年度介護保険低所得者保険料軽減負担金1,000円の増額でございまして、合わせまして106万7,000円の増額で、令和2年度の実績報告に基づき追加されるものでございます。

続きまして、3目衛生費県負担金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括交付金142万5,000円の増額でございまして、集団接種会場におけます時間外、休日における医療従事者派遣に対して支援されるものでございまして、休日医師、看護師の派遣委託料に追加支援されるものでございます。

続きまして、2項県補助金、1目総務費県補助金は、ひょうご地域創生交付金365万3,000円の増額で、これにつきましては、新たにポストコロナ特別枠の創設によるものでございまして、交付率につきましては対象事業費の2分の1でございます。

続いて、2目民生費県補助金は、人生いきいき住宅事業補助金90万5,000円の増額でございまして、住宅改修等助成費特別型でございまして、に補助されるものでございまして、補助率は2分の1でございます。医療助成費補助金は35万7,000円の増額で、令和2年度実績報告に基づき過年度分が追加交付されるものでございます。

続いて、3項県委託金、1目総務費県委託金は、経済センサス調査区管理市町交付金1,000円、経済センサス活動調査市町交付金2万5,000円、統計調査員確保対策費委託金1,000円、合わせまして2万7,000円の増額で、交付決定によるものでございます。

続いて、18款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金は、神河ふるさとづくり応援寄附金500万円の増額で、この5月に登録しました返礼品でペットボトルのお茶等の注文が大変多く、寄附金についても伸び、今後も順調に推移すると予測されるため、今般

増額の補正を計上するものでございます。

続いて、11ページをお願いをいたします。19款繰入金、2項基金繰入金、1目公共施設維持管理基金繰入金は1,500万円の増額で、旧大山小学校跡地公園整備に対する附带事業に750万円、そして長谷小学校の体育館の屋根の防水工事に750万円を財源充当するものでございます。

続いて、5目神河ふるさとづくり応援基金繰入金は、かみかわ夏まつりが中止となったことに伴いまして、当該財源の充当をしております492万7,000円を減額するものでございます。

続いて、6目財政調整基金繰入金は3,870万円の減額で、今回の補正の財源調整のため減額するものでございます。

9目ケーブルテレビネットワーク施設維持基金繰入金は500万円の増額でございまして、編集室をはじめ、局舎全体の空調施設の老朽化に対応するための設計委託料に財源充当をするものでございます。

続いて、20款繰越金は、前年度繰越金で2億1,495万9,000円の増額で、令和2年度決算が確定したことにより計上するものでございます。

続いて、21款諸収入、5項雑入は、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算金1,743万9,000円の増額、公営住宅退去修繕負担金41万1,000円の増額、町外ワクチン接種受入金で5万5,000円の増額でございまして、合わせまして1,790万5,000円の増額でございます。公営住宅退去修繕負担金につきましては、新野駅前団地が2軒、それから中村団地が1軒、柏尾団地が1軒の退去予定でございます。そして、町外ワクチン接種受入金につきましては、単身赴任者、施設従事者等の住所地外接種に係る経費の受入れでございます。

続いて、22款町債は、臨時財政対策債8,111万6,000円の減額でございまして、第2表、地方債補正で御説明を申し上げたとおりでございます。

続いて、12ページの歳出のほうをお願いをいたします。まず、人件費等につきまして、補正2号以降の変更に伴う扶養手当、児童手当等及び共済費等の補正、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の延長に伴う時間外手当及び会計年度任用職員の報酬等の増額の補正をいたしております。なお、各科目での職員手当、共済費等の個々の説明につきましては割愛をさせていただきたいと思っております。

ここで、17ページの給与明細書のほうをお願いをいたします。1一般職、総括表をお願いします。区分、比較欄で外書き両括弧上段は、再任用短時間勤務職員、両括弧下段はパートタイム会計年度任用職員でございます。一般会計の合計で職員手当106万4,000円の増額、共済費46万2,000円の増額で、合計152万6,000円の増額補正でございます。そして、会計年度任用職員につきましては、合計で48万円の増額でございます。

すみません、12ページのほうに戻っていただきたいと思います。2款総務費、1項

総務管理費、1目一般管理費は、ふるさと納税推進に係る経費でございまして249万9,000円の増額で、寄附件数の増により返礼品等に関する経費を増額補正をするものでございます。

続いて、4目の財産管理費、消耗品200万円の減額でございまして、これにつきましては、地方創生臨時交付金事業で感染症拡大防止対策として実施をいたしましたマスク、殺菌スプレーの全戸配布が完了したことにより精算減額をするものでございます。工事請負費の200万円の減額でございます。これにつきましても、同じく地方創生臨時交付金事業で実施をさせていただきました大河内保健福祉センター空調設備更新工事で、これも完了による精算減額でございます。

続いて、積立金3億1,817万3,000円の増額でございます。これにつきましては、財政調整基金が1億8,667万3,000円の増額で、前年度の繰越金の処分といたしまして1億3,250万円、今回の補正の財源調整のため5,417万3,000円の増額補正をするものでございまして、補正後の現在高の見込みにつきましては14億1,160万7,000円でございます。神河ふるさとづくり応援基金は500万円の増額で、寄附件数、寄附金額の伸びによる見込みでございます。公共施設維持管理基金積立金は1億2,650万円の増額でございまして、前年度繰越金の1割相当額2,650万円と、今後の公共施設の維持修繕に備え1億円を積み立てるものでございます。補正後の現在高の見込みは2億2,977万5,000円でございます。財源内訳の300万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金でございます。

続いて、7目のケーブルテレビ管理運営費、委託料500万円の増額は、局舎編集室の空調機をはじめ、老朽化の進む空調設備全体の設計委託料を計上するものでございます。備品購入費48万4,000円の増額につきましては、V-O-N-U加入者宅に設置する映像系光終端装置というらしいですけども、の利用不足分でございまして、現在30台あって不足が40台ということで、それに係る購入経費を計上するものでございます。積立金1,500万円の増額につきましては、本年度の光ケーブル等の貸付収入を積み立てするものでございます。

続いて、8目諸費でございます。工事請負費750万円の増額で、繰越事業を進めてございます旧大山小学校の跡地公園整備事業の附帯工事でございます。主な内容につきましては、目隠しフェンスの設置、駐車場の駐車枠ロープの設置、公園周辺のフェンス等の周辺民家への配慮を踏まえ、必要となる工事費を計上をさせていただいてございます。

続いて、償還金、利子及び割引料は887万6,000円の増額で、町税過誤等還付金が90万円の増額で、個人住民税の過年度分の遡及申告、法人町民税の新型コロナウイルス感染症の影響による収益減等の増加により、還付額が増額するものでございます。

続いて、過年度医療助成補助金返納金は、上から2段目、こども医療事務費分が9,000円、そして4段目の乳幼児等医療分が7万8,000円、そして9段目の高齢期移行

医療分が9万5,000円、一番下の段の重度障害者医療分が41万9,000円、それから13ページの上から6段目の高齢期移行医療事務費分が3,000円、合わせまして60万4,000円の増額でございまして、令和2年度の補助事業実績報告によるものでございます。過年度障害者総合支援事業の返還金関係につきましても、12ページの上から3段目の医療費国庫負担金が52万2,000円、13ページの下から3段目、それから2段目、コロナ放課後等デイサービス国庫補助金が34万3,000円、県補助金が17万2,000円、一番下段のシステム改修補助金が48万円、合わせまして151万7,000円の増額でございまして、これにつきましても令和2年度の補助事業の実績報告によるものでございます。

続いて、過年度の未熟児養育医療費負担金返還金は、上から5段目、6段目で、国庫負担金が45万円、県負担金が15万円、合わせまして60万円の増額でございまして、令和2年度の補助事業実績報告によるものでございます。

続いて、過年度子どものための教育・保育給付費返還金でございます。12ページの上段の7段目、8段目で、国庫負担金が7万9,000円、県負担金が11万円、合わせまして18万9,000円の増額で、令和2年度の補助事業の実績報告によるものでございます。

続いて、過年度の子育てのための施設等利用給付金返還金でございます。13ページ、上から1段目、2段目で、国庫負担金1万7,000円、県負担金が9,000円、合わせまして2万6,000円の増額でございまして、これも同様に、令和2年度の補助事業実績報告によるものでございます。過年度の介護保険料低所得者保険料軽減負担金県費返還金でございます。13ページの上から3段目で、9万8,000円の増額でございまして、令和2年度の精算によるものでございます。過年度子ども・子育て支援交付金返還金は、13ページ、上から4段目、放課後児童分46万5,000円、7段目、9段目は病児病後児分で、国庫が67万3,000円、県費が49万3,000円、合わせまして163万1,000円の増額でございまして、過年度における補助金算定の錯誤によるものでございます。

続いて、13ページの上から5段目、過年度児童手当非被用者国庫負担金返還金は5万4,000円の増額でございまして、これにつきましても令和2年度の補助事業実績報告によるものでございます。13ページの上から8段目の過年度学校施設環境改善交付金返還金でございます。325万7,000円の増額でございまして、越知谷幼稚園の補助金適化法に基づく財産処分承認に伴うものでございます。概略を申し上げます。学校跡地活用により越知谷幼稚園が令和3年4月から但馬米穀株式会社に10年間の無償貸与されることから、国庫補助事業完了から10年未満の用途変更となるため、国庫補助金の返還が必要となるものでございます。幼稚園舎の概略を申し上げます。補助年度は平成26年度、補助金等の名称は公立学校施設等整備費補助金、そして補助面積が126平米、補助金額は1,107万2,000円、財産名は校舎、構造規格は鉄骨造り、処分

制限期間は34年でございます。補助金返還金の算定について申し上げます。無償貸与の場合でございます。補助金額掛ける補助面積分の処分面積掛ける処分制限期間分の貸与期間でございます。少し数字を当てはめると、1,107万2,000円掛ける126平米分の126平米掛ける34年間分の10年間ということで325万7,000円というふうになります。なお、起債のほうも発行をしまして、全国防災事業債ということで財政融資資金で借入額が3,090万円でございます。起債につきましては、繰上償還の必要がない旨を財務事務所と確認をしております。

続いて、5項統計調査費は、経済センサス統計調査費で2万7,000円の増額でございます。交付決定によるものでございます。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、需用費100万円の増額でございます。近年多発しております特殊詐欺被害対策として簡易型の自動録音機等の啓発グッズの購入経費を計上をさせていただいてるところでございます。扶助費の181万円の増額につきましては、人生いきいき住宅助成事業補助金特別型でございます。申請件数が当初の4件から7件に増える見込みのため、増額計上をさせていただいております。

続いて、14ページをお願いいたします。繰出金は1万4,000円の増額でございます。過年度低所得者保険料軽減負担金の増額でございます。2目老人福祉費は、地域介護・福祉空間整備費補助金530万6,000円の増額でございます。歳入のほうで御説明をさせていただいたとおりでございます。

3目心身障害者福祉費は、姫路市と郡内3町で構成をいたします中播福社会の管理運営費補助金で、令和2年度管理運営費の精算で61万4,000円を減額計上するものでございます。

4目医療助成費は、財源内訳7万3,000円で、ふるさとづくりの応援基金を一般財源から基金に充当替えるものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は1億4,011万3,000円の増額でございます。公立神崎総合病院事業会計への補助金といたしまして1億4,000万円、特別減収対策企業債の利子分が11万3,000円の増額でございます。

続いて、2目健康づくり対策費は、新型コロナウイルスワクチン接種の期間延長に伴う会計年度任用職員の経費でございます。報酬から旅費まで127万7,000円の増額で、全額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を充当、新型コロナウイルスワクチン接種委託料142万1,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金136万6,000円と、それから町外ワクチン接種経費の受入金であります5万5,000円を充当するものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種委託料（休日分）ということで142万5,000円の増額でございます。時間外、休日のワクチン接種会場への医師、看護師派遣を支援するものでございまして、全額、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を充当するものでございます。

5目診療所費は、財源内訳1万7,000円で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当替えによるものでございます。

15ページをお願いいたします。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、営農継続支援補助金100万円の増額でございまして、令和3年産のユズの買取り価格が引き下げられ、引下げ分の相当分を支援補助するものでございます。財源といたしましては、地方創生の臨時交付金を充当いたします。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費は、工事請負費90万円の減額でございまして、観光施設ヨーデルの森でございまして、改修工事の事業完了により減額をするものでございます。財源内訳の375万9,000円でございまして、これも地方創生臨時交付金の充当替えによるものでございます。

2目観光振興費は、報償費15万円の増額でございまして、観光施設の指定管理者の公募に伴う学識経験者等の選定委員の謝礼等の経費を計上をさせていただいております。委託料500万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりかみかわ夏まつりが中止になったものでございます。

7款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費は、公営住宅の修繕料20万円の増額で、今後の撤去が見込まれる4件分の計上でございます。負担金、補助及び交付金は54万円の増額でございまして、若者世帯向け家賃補助金の申請件数の増加によるものでございます。

9款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費は、自動車の借り上げ料40万5,000円の増額でございまして、小学校の修学旅行におきましてコロナ対策としてバス1台分の借り上げを追加するものでございまして、財源につきましては地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

続いて、工事請負費750万円の増額でございます。これにつきましては、長谷小学校の体育館の屋根の防水工事でございまして、財源は公共施設維持管理基金を充当する予定としております。

続いて、16ページをお願いいたします。4項幼稚園費、1目幼稚園費は、修繕料30万1,000円の増額でございまして、神崎幼稚園の給食搬入口の自動シャッターの修繕、それから寺前幼稚園の職員室の屋根の部分的な修繕費を計上をいたしてございます。財源内訳の6万4,000円の増額につきましては、臨時交付金の充当替えによるものでございます。委託料の6万9,000円の増額で、引っ越しによるものと新規入園による2名分の通園バスの定期代でございます。

5項社会教育費、2目公民館費の財源内訳の7万3,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一般財源からの充当替えでございまして。

続いて、6項保健体育費、1目保健体育総務費は、財源内訳10万5,000円で、これにつきましても臨時交付金の充当替えによるものでございます。

最後に、10款公債費、1項公債費、1目元金でございます。1,849万5,000円の増額、それから2目の利子が941万1,000円の減額でございます。主に臨時財政対策債等の積算に錯誤があったことと、利率の見直しの遺漏があったことによるものでございます。

それから、17ページ、19ページは、給与費の明細書、20ページは新規事業の説明一覧表、21ページにつきましては地方債の内訳でございます。御確認のほうをよろしく願いをいたします。

以上で詳細説明のほうを終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点だけ教えていただきたいと思います。9ページの普通交付税の分で、収入額なり需要額のそれぞれ当初予算からの変更点の説明は聞いたんですけど、それぞれ交付税算定に当てますところの収入額の総額、また需要額の総額を教えてくださいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず、基準財政収入額でございます。申し上げます。17億1,674万8,000円でございます。それから、基準財政需要額でございます。申し上げます。48億5,914万3,000円でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 特命参事、もう一回ゆっくり両方とも言うてください。

どうぞ。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） すみません、もう一度申し上げます。基準財政収入額でございます。17億1,674万8,000円。続いて、基準財政需要額でございます。48億5,914万3,000円でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。15ページの商工費の観光振興費の報償費15万円なんですけれども、これ観光施設等の選定の委員謝礼ということで、恐らく指定管理者の選定委員会の委員の、外部委員さんの謝礼やと思うんですけども、この分については本来であれば当初予算に計上されるべきものではないかなと思うんですが、なぜ今なのかということと、15万円、これ何名分の外部委員さんの分なんか、それを教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 石橋特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。澤田議員おっしゃるとおり、この15万円の分につきましては、令和4年3月31日をもって満了する指定管理施設の更新による選定委員会の委員さんの報酬というふうなところになります。この分につきましては、本当でしたら当初予算に計上すべきものというところですが、当初予算計上ミスをしておりまして、今回、今現在選考作業を進めておるわけなんですけれども、その分で外部の委員さんを採用させていただいて、外部の委員さんの意見を取るというふうな形で今回15万円を計上させていただいたというところでございます。内容につきましては、委員さん全体としましては10名以下でというふうなところで考えておるわけなんですけれども、今現在は外部委員さんとして5名というふうなところで、5名分の1日の報酬として8,000円、それからその分の費用弁償として2,000円。トータル1万円の5名掛ける3日間というふうな形で15万円を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 澤田です。内容は分かりました。ありがとうございます。

その前のページですね、14ページの民生費、社会福祉費の老人福祉費の負担金、補助及び交付金なんですけれども、これ全額国庫の補助金やったと思うんですが、小規模の高齢者施設への補助ということやったんですけれども、具体的にどういう施設なのかというのを教えてほしいのと、この補助金は施設から出てきた補助申請の分の、補助率が何ぼの何ぼなのか、それを教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。これにつきましては、町内にありますグループホームで自家発電装置を新設するというところで補助が上がっております。この国庫補助につきましては、1施設当たり上限が773万円以内というふうになっておりまして、今回そのグループホームで申請されるのが530万6,000円ということで、その上限額に入りますので100%の補助という形になります。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） すみません、2番、三谷でございます。もう1点お尋ねしたいと思います。15ページの営農継続支援補助金100万円でございますが、これはコロナの影響によって価格等が下落したものに対して、要項に基づいて補助するものだと思うんですが、たしか先ほど黒田さんの説明の中で、令和3年度産というような説明があったんじゃないかなと思うんですが、2年度の間違い、私の聞き間違いやっただかもしれないんですが、ちょっとその辺だけ教えていただきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課長。

○地域振興課長（前川 穂積君） 地域振興、前川でございます。ユズの分につきましては令和3年産の分で間違いございません。これまでのほかの米ですとか小豆につきましては令和2年度分の補助をしておりますけれども、ユズについては令和2年度分をようしておりませんので、令和3年度分の補填をするということでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第97号議案は総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第15 第98号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第15、第98号議案、令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第98号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、令和2年度決算に伴うもので、歳入の前年度繰越金を340万9,000円増額補正し、同額を予備費に計上いたしております。

このことによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,242万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第98号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第98号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第16 第99号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第16、第99号議案、令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第99号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、令和2年度決算に伴うもので、前年度繰越金1,925万8,000円増額、歳出では、財政調整基金積立金1,251万1,000円、県支出金返納金674万7,000円の増額を計上いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,925万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,021万6,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第99号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第99号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第17 第100号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第17、第100号議案、令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第100号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、主に令和2年度決算に伴うもので、歳入では、前年度繰越金60万1,000円を、歳出では、同額を後期高齢者医療広域連合納付金の現年度分保険料等負担金に計上いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,681万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第100号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第100号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第18 第101号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第18、第101号議案、令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第101号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、スマートスピーカーを活用した高齢者見守り事業をはじめとした新たな地域支援事業と、令和2年度決算に伴うものでございます。歳入では、先ほど説明しました新たな地域支援事業に対する国庫補助金39万7,000円と、県補助金20万5,000円、基金繰入金として43万6,000円の増額、過年度分介護給付費として国庫負担金4万8,000円と、支払基金交付金199万円の増額、過年度介護保険料軽減負担繰入金として1万4,000円の増額、令和2年度決算に伴う前年度繰越金257万1,000円を増額計上いたしております。歳出では、新たな地域支援事業である高齢者見守り事業として76万2,000円の増額と、NPO法人ゆめ花館の高齢者の生きがいづくり・居場所づくり事業補助金として26万5,000円の増額、国保連合会への伝送ソフト購入で6万円の増額、令和2年度決算による国・県負担金等の精算に伴う償還金として421万9,000円の増額、予備費として35万5,000円の増額を行います。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ566万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億274万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。ちょっと教えてほしいんですが、備品で伝送ソフトっていうのは、これどういうものなのか、ちょっと教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。報酬改定によりまして、神河町のほうから国保連のほうへデータを送るソフトでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。同じページ、8ページの認知症高齢者見守り事業費ということでスマートスピーカーですか、今回委託料が上がってるんですけども、この事業の中身、それと委託先について教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 保西健康福祉課特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（保西 瞳君） 健康福祉課、保西でございます。今、議員の御質問にお答えさせていただきます。スマートスピーカーを利用する背景

からちょっと御説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今、神河町につきましては、少子高齢化が進み、単身世帯、高齢者世帯の増加が見られておる現状です。中でも家族が遠方で見守りが困難である、在宅での生活に不安が多いという方が多くおられます。また、この介護保険、第8次の介護計画策定時にアンケートを取りました結果、介護と仕事の両立への支援として、単身世帯の約5割、その他の世帯の約2割の方が見守りということを上げておられます。高齢者が住み慣れた自宅で生活を継続していくためには、やはり行政と地域住民、民間事業所がそれぞれの役割を担いながら、つながりを持って地域での見守り活動に取り組んでいくことが重要というふうに我々は考えております。そういうことを考えておりましたところ、今年度に入りまして、スマートスピーカーを活用した見守りサービスの提案が日本郵便株式会社よりありました。このスマートスピーカーといいますものは、タブレット型のICTで、双方向で会話ができたり、話しかけるだけで天気やニュース、時間や音楽、計算などを簡単に操作が可能で、御高齢の方でも簡単に操作ができるようになっております。このスマートスピーカーに日本郵便株式会社の開発アプリ、「ぼすくま」というんですが、この「ぼすくま」を導入し、見守りサービスの実証実験、実はこれ実証実験を取り組みたいということで費用を上げさせてもらっております。委託先につきましては日本郵便株式会社となっております。実証実験につきましては、この補正が通りました後、10月から11月の2か月間で実証実験を行いたいと考えております。対象につきましては、見守りを必要とする虚弱な高齢者、要支援・要介護認定者のうち操作が可能な人で、家族の御協力が可能な人10名としております。選定につきましては、ケアマネジャーさん、地域包括支援センターの推薦で決定をしたいと考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託しました第97号議案、令和3年度神河町一般会計補正予算（第3号）との関連がありますので、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第19 第102号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第19、第102号議案、令和3年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第102号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）でございませ

て、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、公園用地の一部売却に伴うもので、土地売払い収入91万2,000円の増額と、令和2年度決算に伴う前年度繰越金20万1,000円を増額計上しております。歳出では、歳入と同額を予備費に計上いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,778万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点教えていただきたいと思えます。土地売払い収入で91万2,000円の収入予定なんですけど、先ほどの説明では公園用地の一部の売却という話でありました。これは秋桜たうんに入るところの右側の公園のことかなという想像はするんですが、今、売却しようとしている相手は法人なのか個人なのか、もしくはまた、これを売り払うことによって、今ある公園の機能そのものに影響がないかどうか、その2点をお尋ねしたいと思えます。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） 議員の御指摘にお答えいたします。売払いの予定しておりますこの用地につきましては、秋桜たうん隣接地の町が所有します用地を個人の方に売却するに当たりまして、前面の進入道路の確保等の理由がありまして、この公園の土地の一部を売り払うということになったものでございます。これによって公園の機能が減少するということはありません。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第102号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第102号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（廣納 良幸君） 日程第20、第103号議案、令和3年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第103号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、令和2年度決算に伴うもので、歳入の前年度繰越金を573万7,000円増額補正し、同額を予備費に計上いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ573万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,529万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第103号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第103号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第21 第104号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第21、第104号議案、令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第104号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）でござ

いまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、主に令和2年度決算に伴うもので、歳入では、前年度繰越金を5万2,000円増額、歳出では、旅費1万円、委託料3万2,000円、使用料1万円を増額するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ619万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第104号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第104号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第22 第105号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第22、第105号議案、令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第105号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、変動が生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因は2点ございますが、いずれも収益的収入における一般会計からの繰入金、他会計負担金の増額補正でございます。1点目は、医業収益における他会計負担金について、当初予算で7,288万5,000円を措置しましたが、このたびの補正で1億4,000万円増額し2億1,288万5,000円とするものでございます。このことにより、収益的収入の医業収益及び医業外収益における通常分の繰入金額は合計4億円となります。2点目は、昨年度発行した特別減収対策企業債の償還利子について、利子の2分の

1を繰入金として11万3,000円計上させていただくものです。これらのことにより、合計1億4,011万3,000円を増額し、予算第3条の収益的収入の予定額を34億3,135万6,000円とします。なお、例年、町負担金の増額補正とする際、入院及び外来収益を減額調整し、収入と支出額を同額とするよう進めてきましたが、令和3年度予算においては当初から収支不均衡予算としているため、このたびは収入のみの補正です。なお、補正前における収益的収支における収支差は2億2,329万3,000円ありましたが、このたびの補正で収益的収支における収支差が8,318万円と改善しますが、収入より支出の多い状況は変わりません。なお、補正（第1号）の際にも申し上げましたが、会計上特に問題が生じるものではございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

本議案についても、第101号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので御了承願います。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。大変申し訳ございません。一般会計のところで、少し交付税の関係の需要額のところの御質問があったところで、補足をよければさせていただきたいと思うんですが、まず、需要額につきまして、私申し上げた部分は臨時財政対策債の振替、それから錯誤の前の金額でございまして、錯誤後の金額をもう一度申し上げたいと思います。46億729万8,000円でございます。そして、基準財政収入額につきましても、錯誤後の金額を申し上げます。16億8,319万5,000円でございます。それから、これに対する全体の調整額がありまして、これが317万7,000円でございます。これらの数字を差し引きしますと、普通交付税で申し上げた29億2,092万6,000円ということになります。

以上、少し補足をさせていただきました。ありがとうございます。すみません。

○議長（廣納 良幸君） ここでお諮りします。

日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議ないものと認めます。

本日はこれで延会とすることに決定しました。

次の本会議は明日、9月3日午前9時再開とします。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後 3 時 5 3 分 延会
